

平成24年第2回

# 三重県議会定例会会議録

(11月27日)  
(第8号)



平成24年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第8号

○平成24年11月27日（火曜日）

---

### 議事日程（第8号）

平成24年11月27日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第17号及び議案第43号  
〔委員長報告、採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第17号及び議案第43号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄

9	番	東		豊
10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	小	村	林聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稲	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文

37	番	前 野 和 美
38	番	水 谷 隆
39	番	日 沖 正 信
40	番	前 田 剛 志
41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	岩 田 隆 嘉
46	番	貝 増 吉 郎
47	番	山 本 勝
48	番	永 田 正 巳
49	番	山 本 教 和
50	番	西 場 信 行
51	番	中 川 正 美
(52	番	欠 員)
(42	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸 保 幸
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本 秀 典
書 記 (議事課主幹)	加 藤 元
書 記 (議事課主査)	藤 堂 恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	藤 本 和 弘
農林水産部長	梶 田 郁 郎
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	岡 本 道 和
地域連携部スポーツ推進局長	山 口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小 林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	東 地 隆 司
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	真 伏 秀 樹
公安委員会委員	西 本 健 郎
警 察 本 部 長	斉 藤 実
代表監査委員	植 田 十志夫

監査委員事務局長 長谷川 智 雄

人事委員会委員 岡 喜理夫  
人事委員会事務局長 速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員 宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長 小 林 正 夫

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（山本教和） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る11月26日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第17号及び議案第43号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されました。

以上で報告を終わります。

---

### 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
17	平成24年度三重県一般会計補正予算（第4号）
43	三重県手数料条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成24年11月26日

三重県議会議長 山本 教和 様

予算決算常任委員長 前田 剛志

---

## 質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。7番 石田成生議員。

〔7番 石田成生議員登壇・拍手〕

○7番（石田成生） おはようございます。自民みらいの石田成生でございます。

この胸のオレンジ色のリボンは、知事もおつけをいただいておりますが、子どもの虐待防止のシンボルになっております。三重県の子どもの虐待から守る条例に基づいて、今月11月が虐待防止月間と、子どもの虐待防止啓発月間と定められておまして、子どもの虐待が社会からなくなること、根絶されることを願う気持ちで今日はつけてまいりました。

今議会のトップバッターというのは、私は陸上をしておりましたので第一走者を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告させていただいております4項目について順次お尋ねをしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

まず、一つ目ですが、石油コンビナートの地震・津波対策についてお尋ねをいたします。

東日本大震災以後、この1年半、本会議で毎回そのお話は出てまいりますが、その防災対策についてお尋ねをしてまいります。

東日本大震災での石油コンビナート等の被害は、石油類などの危険物漏えいやタンク火災、津波によるタンク流出、護岸損傷等によって、16の都道府県、3341の施設で被害が発生し、出火やタンク爆発によって火災も5件発生をしております。

三重県に影響を及ぼす巨大地震発生が目前の脅威となっている今日、大規模コンビナートの災害対策を急がなければなりません。今後の四日市コンビナートの地震・津波対策についてお尋ねをいたします。

四日市の臨海部は自然災害で大きな被害を受けた歴史があります。1944年12月には東南海地震で死者22人、住宅全半壊793戸、1945年9月の枕崎台風などのたび重なる台風、集中豪雨による被害、1946年12月、南海道地震、死者3人と住宅の全半壊、地盤沈下など、そして、1959年9月には伊勢湾台風に襲われております。

四日市石油化学コンビナートは、国策によって戦後近代的な石油コンビナート基地として開発をされましたが、四日市公害に代表される環境問題だけでなく、自然災害問題についても事前の対応に欠けているのではという指摘もあります。もともと災害を受けやすい臨海部の軟弱地盤の低湿地に大量の可燃性危険物を石油化学コンビナートとして集積をして、市民の居住地に近接して職住混在の人口密集地域をつくっておりますから、被害が発生しやすい、また、一度発生すると被害が大きくなりやすいという特徴を持っております。

特に歴史の古い四日市第1コンビナートでは、塩浜地区の居住地を両側から挟み込むようにコンビナートが形成され、パイプラインが生活道路の脇や地下に張りめぐらされております。そして、そこに工場群が、住宅や学校、病院、集会所と混在しております。

第1コンビナートは、1975年のコンビナート等災害防止法以前のレイアウト規制のない初期のものなので、災害の発生、拡大のリスクは高いと思われております。ただし、エチレンを核とする従来の生産は変化してきており、古いプラントの解体や遊休地が虫食い状態に存在しているという現状であります。

第1コンビナートに隣接する塩浜地区では、社会現象として若年人口の郊外部への流出が進み、老朽化した木造の密集地が広がっていて、取り残された高齢者や障がい者は災害時要援護者になりやすいというように、多くの災

害弱者が、災害の発生しやすい臨海部の、かつ被害に遭いやすい住環境のもとで生活し、一度起きると巨大な災害になりやすいコンビナートの隣接地に住むことを余儀なくされております。

このような状況のもと、周辺住民の不安を払拭するために幾つかお尋ねをいたしますので、御見解をお聞かせください。

三重県の石油コンビナート等防災計画というのは、（現物を示す）このような赤い分厚い冊子にまとめられておりますが、地震・津波対策を盛り込んだ総合計画にしなければならないと思いますがいかがでしょうか。お答えをいただきたいですね。

想定されている最大の津波が発生したとき、隣接住宅地に流される可能性のある危険物やタンクローリー等がそのコンビナート内にどれぐらいあるのか把握おられるかどうかも含めてお答えをいただきたいと思います。

そして、石油コンビナートの各事業所は、周辺地域に情報をオープンにするという姿勢は十分持っていております。周辺住民の中にはかつて石油化学コンビナートで勤務をされた経験のある方もおりますので、そういう方はある程度専門的な知識を持っておって、ある程度のお話は理解をされるんですが、ほとんどの住民はそこに至りませんので、行政には、石油コンビナート災害、地震、津波の災害対策を事業者と協議して周辺地域に広報していただく役割があると思いますがいかがでしょうか。このことについてまずお答えをいただきたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 今、石田議員から、一つには今の三重県の石油コンビナート防災計画が総合計画となっているのかということと、それと、流出される可能性がある危険物等については把握しているのかということ、あと、災害対策に係る行政の広報の役割、これについて3点御質問いただきましたので答弁させていただきます。

まず、現在の三重県石油コンビナート等防災計画は、平成16年度に実施しました石油コンビナート地域の被害想定調査結果に基づきまして平成17年に

見直しております、地震時におけます防災対策についても検討した内容となっております。

また、大規模地震対策特別措置法及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づきます各計画、これを含む総合的な計画となっております。

しかしながら、御承知のとおり昨年3月11日の東日本大震災におきましては、東北地方から関東地方にかけての沿岸部に立地されます石油コンビナートで津波による大被害が発生いたしました。これを受けまして、本県におきましては昨年、県内コンビナート企業の地震・津波対策についての実態調査を行いましたところ、関係法令で定める一定規模以上の高圧ガス施設及び危険物施設につきましては耐震基準を満たしていることを確認できましたが、今回の大震災による被害の主な原因となった津波については多くの事業所で十分な対策がとられていないということが明らかになりました。

具体的に申しますと、大津波が予測される場合の耐用規定で、御質問にも出ておりましたタンクローリー等の車両や容器の漂流対策、プラント設備の流出対策や被害低減対策、また、非常時の通信手段確保等についての不備、これが挙げられるほか、敷地内通路の液状化といった課題があることもわかってまいりました。

このため、昨年10月、四日市臨海地区のコンビナート事業者、あるいは四日市市等との意見交換のための懇談会を開催し、事業者の皆さんに対して、こうして明らかになった課題について可能なものから早期の取組をお願いして、現在、対応マニュアルの検討や、あるいは非常時の通信手段確保等々の取組が進められているところでございます。

また、本年5月には県のコンビナート防災計画を一部修正しまして、予防対策として津波発生時の運転停止等緊急措置規定の整備や、あるいは従業員の避難対策等を追加しまして、事業者との協議の場を通じて周知を図ったところでございます。

今後、県といたしましては、コンビナートの防災対策について、関係機関、

関係事業者と協議を行いながら、津波対策に重点を置いて見直しを検討してまいります。

具体的には、本年8月南海トラフの巨大地震による震度分布や津波高の推計結果が公表されたことを受けまして、次年度以降においてこの巨大地震を念頭に置いた防災アセスメントを実施しまして、コンビナート地域で起こり得る災害の様相や頻度、また、周辺への影響度等を再度予測して、この結果に基づき石油コンビナート等防災計画の見直しを検討してまいりたいと、かように考えてございます。

次に、まずは行政がコンビナート企業の災害対策を広報すべきではないかという御質問にお答えします。

議員も御指摘のとおり、四日市コンビナート地域には事業所と民家が接近している地区もありますことから、万が一災害が発生して影響が区域外に及ぶと予想される場合には、速やかに避難していただき、人的被害を最小限に抑える必要がございます。

このため、県としましても、平時からの周辺地域住民への防災情報提供、これは非常に重要であると考えております。県の石油コンビナート等防災計画には、各事業所の危険物等の貯蔵量や防災資機材の保有状況、これらについて、毎年度各事業者を対象に実施する調査の結果を掲載しておりまして、状況が把握できるようにしてございます。

また、ただいま申し上げました新しく実施します防災アセスメントにつきましても、災害の周辺への影響などの評価結果、これを住民の皆様に公表してまいります。さらには、各事業者におきましても、平時から地域住民との意見交換、あるいは防災訓練の公開などを実施していただいておりますけれども、今後もより一層の情報公開やコミュニケーションが図られますよう、協議会組織等々を活用しながら事業者に対して働きかけてまいります。

最後に、答弁が前後しましたけれども、流出される可能性のある危険物の把握という御質問に対して答弁いたします。

先ほど申しましたとおり、危険物の保有状況については把握して防災計画

にも記載しておりますが、流出の可能性については十分に把握しておりません。ただ、国が取りまとめた東日本大震災を踏まえた地震・津波対策に係る報告書によりますと、津波による危険物施設などの損壊等は、浸水深さが3メートル以上の事業所において発生してございます。

一方、平成16年度に実施しました防災アセスメントにおきましては、防潮堤が機能しない場合におきましても、四日市コンビナート地域内は広い範囲で50センチ程度の浸水にとどまるものとなっております。また、昨年県が実施しました津波浸水予測調査によりましても、四日市コンビナートの地域内において浸水深が3メートルを超える区域はございません。

とはいえ、もちろんだから今後も安全だということとは言えませんので、今後、国から示されます詳細な津波高に基づいて推計します浸水深、これを用いまして、改めて、何度も申しますが、石油コンビナート等防災アセスメントを実施して被害の可能性について調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） ありがとうございます。

これまでも県の役割は果たしてこられたというお話をいただいて、ただ、これまで、平成16年や17年やというころの事情とは違うのは、今年の3・11以後、これまでの想定では不十分だということで、来年度以降に防災アセスメントをやり直すと、それに基づいて新しい基準での防災計画をつくっていくということですね。それを、先ほども申し上げましたように、地域住民はなかなか専門知識も持ち得ないので、やっぱり行政がかわってコンビナート事業所と協議して、安全であるとは、これはなかなか言いにくいところですが、こういうケースのときにはこういう対策を打っているとか、事前にできる安全対策は十分にしていくと、こういう流れでぜひお願いをいたします。

それらに関連することを2点、この後お尋ねをしますが、石油コンビナート周辺にかかわらず三重県全体にかかわることですけれども、海岸堤防の役割と強度についてお尋ねをします。

潮の満潮時、大潮や高潮のときに海水が市街地に流れ込まないための、堤防はその役割を果たしておるわけですが、その強度計算はどうなっているのかなど。潮の満ち引きですから、潮の満ち引きというのは、お風呂にお湯を入れたり、栓を抜いてお湯が下がったりと、潮の満ち引きというのはこういうもので、じわじわと水位が上がったり下がったりするものですが、津波は大きな水の塊が横からぶつかってくると、こういうものでありますから、そのエネルギーに、これまで潮の満ち引きに対応してきた堤防が、津波という、水の塊がぶつかってくる、そのエネルギーに耐えられるのかどうかという検証とか、そういう設計基準になっておるのかどうかというところをお尋ねします。

ですから、夏に内閣府が出した5メートル、例えば5メートルの潮には耐えられても、5メートルの横からの津波のエネルギーに耐えられるかどうか、そうではないような気がするんです。津波が堤防にぶつかる時のスピードなんかもどれぐらい、大体エネルギーというのは、質量とか体積とか、そのスピードによってエネルギーは計算されるので、そのスピードなんかもどれぐらいと想定しているのかについて、その堤防の強度ということについて、津波に対しての、その認識をお聞かせください。

**○県土整備部長（土井英尚）** 県土整備部が所管します海岸堤防については、議員御指摘のように、高潮、高波に対して設計されております。しかしながら、今回の東日本大震災では、津波が堤防を越えた場合でも壊れずに形をとどめていることで被害軽減に一定の効果を発揮した事例が報告されています。その意味で、壊れない堤防であるということは、堤防を越えない津波に対してはもちろんのこと、堤防を越えるような津波に対しても減災する効果が期待できると考えているところでございます。

そういうことから、検証というよりは、まずは現在ある堤防の機能確保を図るということを中心に、今、老朽化した海岸堤防の補強対策を、平成24年度、今年度から4年間で緊急的に行っているところでございます。

なお、津波の伝播速度、スピードということで、一般的に、ちょっと細か

くなりますが、専門的になります、重力加速度と水深、海の深さと津波の高さを足したものを掛けたものの平方根ということになっております。

例えば、国が8月29日に公表しました南海トラフで発生する巨大地震で四日市市周辺5メートルという想定がされており、それと四日市第1コンビナート付近堤防の水深を5メートルとして試算しますと、大体伝播速度を時速36キロぐらいということに試算されております。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 四日市あたりでは時速30キロで、細かい計算をおっしゃっていただいたけれども、なかなか一発聞いてそれはわからないけれども、わかる必要もないかもわからんのですが、老朽化した堤防を逐一修繕していくというお話ですが、そのときに、これまで潮対策だったのが横からのエネルギーに耐えられるかどうかというのは、その設計の計算の中には入れていくんですか入っていないんですか、どちらなんでしょうか。

○県土整備部長（土井英尚） 先ほどお答えしましたように、強度設計というのはある程度、地盤の状況とかいろいろ調査をする必要が出てきます。相当の費用とか時間がかかるということで、まずは現状のひび割れ対策、空洞化対策、そういうことについて、今、鋭意取り組んでいるところでございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） まずはとおっしゃっていただいたので、やっぱり水の満ち引きだけじゃなくて、横からのエネルギーにも対応することを今後ぜひお考えいただきたいなと思っております。

ちょっと質問を先に進めたいと思います。

これまで、震災・地震・津波予測の中で、津波高というのが示されてきました。津波高というのは、（パネルを示す）TP、海拔であらわされております。海拔というのは何かというと、東京湾の平均海面であります。東京湾の平均海面、東京湾と伊勢湾と同じ高さかどうか。1年ぐらい前から、海拔ということは、東京湾の海面からどれだけの高さの津波が来るかということ

を示されておりますが、じゃ、伊勢湾でも東京湾と同じ理解でいいのかどうかということをお尋ねしてきましたけれども、なかなかすっきりした答えがずっと出てこなかったんですが、最近やっとこの質問の前に理解をすることができました。

この赤線が東京湾の平均海面で、津波高、津波予想というのはこの高さをいいます。ですから、四日市港あたりで夏に内閣府が出した新しい想定での5メートルというのはこれをいうわけですね、5メートルは。

でも、震災、災害予測というのは最悪を想定していますから、どこの海にも満潮、干潮はあるわけで、満潮時を想定しているわけですね。満潮時ということは、これが四日市港の満潮時の高さ。という、ここからこれが、実際の四日市港の満潮時に海面が盛り上がる、この高さなんです、あえて全国的にこの東京湾平均海面を、この数字を想定として出しているんです。

ということは、この四日市港の満潮時の海面と東京湾の平均海面とのこの差が、実は足されて言われておるということになるわけです、約1.1メートルなんです。その5メートルって、津波高予測のときに、余り何、何メートルじゃなくて、3メートル、4メートル、5メートルとか言いますけれども、実は5メートルとは言われながらも、四日市港の満潮時には、そこから1.1、細かく言うと1.109メートルらしいんですけども、1.1を引いた3.9、四日市港でいうと、最悪の予想は四日市港の満潮時の海面から3.9メートル盛り上がるというのが正確な数字かなと思うんですね。

どうしてそういうことを申し上げるかということ、水の近くに住んでいる人たちは、東京湾の海面からどれだけ盛り上がるかという情報よりも、自分たちの住んでいる一番近い海の海面がどれだけ盛り上がるかという情報のほうが必要な情報じゃないかと、こう思うんです。

ですから、今後、津波高の表示を出して、水の近くに住んでいる人たちに避難等々情報を提供するときに、東京湾の平均海面じゃなくて自分たちの住んでいる一番近くの海面がどれだけ盛り上がるのか、満潮時のときにどれだけ上がるのかというのが最悪の状態ですから、その数字のほうが私は親切で

正しい情報じゃないかなと思うんです。その最悪のときの津波高のあらわし方について、私はそちらのほうがいいと思うんですが、それについての御見解をお聞かせください。

○防災対策部長（稲垣 司） TPの話ですけれども、平成16年に私どもが被害想定を出して津波高を示した場合には、例えば熊野市の新鹿では、高さは、今言われた盛り上がり分、これは7.62だったんですけれども、そういう数字も示しましたけれども、一方で、マップなんかにはさらに、先ほど言った1.31、これが満潮時、当時の満潮時の最高水位だったんですけれども、それを足し込んで示してございまして、8.93メートルで示してございます。

と申しますのは、何が言いたいかという、TPを基準にすると申しましても、全てTPゼロゼロからの数字を用いているのではなくて、さらにそれに満潮時を加味して言っています。例えば気象庁が出す数字は、あれはまさに海拔と同じになりますけど、海の盛り上がり分です。それに満潮時はどうなるかという数字も既に足し込みながら最高到達点を出しているんです。

今回考えておりますのは、従来は1.31で三重県の海岸部を全部平均的に一番高い部分を足し込んで表示しましたけれども、今回考えておりますのは、まさに桑名の部分は最高になるんですけれども、今、議員がおっしゃった1.109、四日市ならばその1.109を足し込んだ数字で、細かく刻みながら、三重県沿岸部を、まさに最大値、その数字を示すつもりでおります。

要は、TPを基準にしているというのは、あくまでそれは基準であって、TPゼロゼロから単純に盛り上がり分を足し込んでいるだけではないということでございます。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 今回質問でこれを尋ねるといふときに説明をしてもらって理解をしていたはずなのが、今、部長の説明でちょっと、余計こんがらがってしまうんですよ。私がずっとこの1年間、この津波高って一体何を示しているのか聞いてきて、今に至ってさらにどう理解していいのかってなかなか

かわかりにくいので、一般住民の方が、私より賢い方もおみえになるやろうけれども、これではなかなかわかりにくいと思うので、目の前の海面が、この地震、最大規模が今起こったと、そのときにどれだけ盛り上がるのかという、そういうわかりやすい示し方をぜひ考えていただきたいなど、いずれにしても思いますので、よろしくお願いします。

ちょっともう時間も過ぎてまいっておりますので、質問を先に進めてまいります。

済みません。その前に、今回のこの質問の表現については、愛知大学の宮入先生の表現を使わせていただいた部分がありますので、あわせて申し添えておきます。

続いて、産業振興についてお尋ねをいたします。

本年7月に取りまとめられましたみえ産業振興戦略を拝見させていただきました。マクロだけでなく、多くの現場の声を踏まえてミクロな視点からも現状分析を行って、それをもとに経営者、有識者が専門的な立場から深い検討をいただいております。

検討会議の座長の、四日市のスエヒロEPMの会長でもあり、約2万7000社の県内の中小企業の会員から構成されます三重県中小企業団体中央会の会長でもあります佐久間氏が座長についておられます。その佐久間座長が人の大切さを強調してコメントをされております。例えば検討会議の中でも、維新は人が行るとか、多くの人との御縁、関係が何よりも重要である、人のつながりが点から線、そして面になっていく、ものづくりは人づくりであり、企業は人づくりが全てであると結ばれております。佐久間座長の長い経験からの発言であると思っております。今回はこの「人」というキーワードでお尋ねをしております。

戦略の中で、今後の産業政策を展開していく上での視点として六つの視点が示されておりまして、その六つ目に、様々な産業政策に取り組む中で「地域雇用の維持・創出を行い、賃金の維持・向上につなげていき、地域の消費拡大、ひいては地域からのデフレ脱却を図ることを目指す」とあります。ま

さに産業振興、地域経済の活性化のための理論だと認識しながらも、消費拡大によってデフレ脱却を目指すというところに違和感を感じるんです。

経済の原点ってやっぱり消費からスタートするものであると思っていて、消費のニーズがあるから企業の生産活動があり、従業員の雇用が生まれております。もう一度言うと、需要があるからこそ、その需要に合わせた供給が必要になり、生産、雇用が生まれます。政府の経済政策を聞いていても、三重県の産業政策の中でも、この原理原則が逆転していると感じるんですね。

経済発展、産業振興のために消費拡大をしようというかけ声のもと、人の消費ニーズを超える生産をして消費をさせる。本末転倒ではないかという感があるんです。消費拡大を図るということは、現在の消費水準が低いという認識であるのかなと感じるんですね。何を根拠にその水準を低いと言っているのか。

人のために産業があって、産業のために人があるのではないと、人のための経済であり、経済のための人ではないということを感じるんです。幸福実感日本一の三重を目指し、県民一人ひとりの幸福実感を高めていくために、適切な消費水準も念頭に置くべきではないかなということを申し上げておきます。

適切な消費水準を環境保全の視点から申し上げると、例えば、日本人の生活様式、消費スタイル、日本人の生活様式と同じ消費を地球上の人間全てが行うとすると、それは地球の自然回復力の2.3倍の自然回復力が要って、ということは2.3倍自然破壊をしているということになるわけですね。日本人の生活を世界中の人がしたとすると、地球が自然回復をする力の2.3倍汚しているということを、これはイギリスの科学ジャーナリストのマット・リドレーさんという人が言っているんですが、現在、このような供給・生産主導の経済活動が展開されて、必要以上の消費を続けていくことは環境破壊につながって持続可能な社会を阻害し、人の幸福度を低下させていけないかというのを心配しております。

また、検討会議委員の、ダイヤル・サービス株式会社代表取締役社長の今

野氏は、男性企業社会のもとで、数値化できるものでないと価値がないという価値観が支配してきたと。この方は、数値化できない生活の知恵、心、情報等こそが新しい時代の価値だと考えていると発言をされております。現在、三重県の県政運営においても新しい豊かさはキーワードとなっております。その意味で、経済原理よりも常に人の幸福を意識した県政運営、そして産業振興を進めていただきたい。

まず、今後戦略を具現化していくに当たり、そう申し上げてお尋ねをいたしますが、その人を強く意識した産業振興を進めていく上で、地域雇用の8割以上を占める中小企業の振興は重要であります。中小企業は地域の経済、雇用を支えておりますし、大企業の存在をも支えています。中小企業は、資金や人材、技術開発力などの経営資源の確保が単独では困難な会社もあまたありまして、行政としても深くかかわらなければならないところですが、ここは私が現場からお聞きする従業員の方々の労働条件の問題について触れたいと思います。

労働基準法では、一人ひとりの労働者の保護を図る目的で、労働条件の最低限の基準が規定されております。そして、企業には労働者に対して、労働契約の締結に際し、労働条件を明らかにして伝える義務があります。これは、労働者一人ひとりの幸福につながる最低限の基準でもあります。

しかし、大企業や公務員と比べて、中小企業の労働条件の実態は大変厳しい状態があります。従業員数が減少する中で所定時間外労働が増えている。しかも、サービス残業になっている。年次有給休暇も実質的にはとることが困難で、特別休暇とか育児休暇など、なかなかとれるものではない状況であります。

中小企業の経営者側にも、法を遵守し、従業員の労働条件をよくしたいという思いは十分にあるものの、厳しい経済状況の中、実行してしまうと企業自体の存続が危ぶまれるという実態がありますが、それを行政は十分に認識していただきたいなと思っております。

この厳しい経済情勢の中であっても中小企業が持続的に展開していく道を

探っていくことが必要であり、県民一人ひとりの幸福を常に念頭に置いた産業振興が求められております。

そこで、幸福実感日本一の三重を目指して県内中小企業の振興を力強く進めていく必要がありますが、今後の取組方法をお尋ねいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今後の産業政策の中での県内中小企業の振興ということ、特に幸福実感日本一の視点を取り入れてということとございますけれども、少し議員のほうから消費の話もありましたので、その消費や需要ということについても少し触れながら答弁させていただきたいと思っております。

7月にまとめましたみえ産業振興戦略では、議員からも引用していただきましたけれども、地域雇用の維持・創出から地域の消費へとつなげて、そして、地域からのデフレ脱却へのシナリオを想定していくことが大切だと書かせていただいております、地域の雇用の維持・創出というものが産業振興の大きな目的の一つであることをうたっております。

さらに大切な視点としまして、イノベーションとマーケティングを連携・融合させ、消費者の需要や潜在需要を喚起し、さらなる需要の喚起につなげていくことが必要であると書かせていただいております。すなわち、地域雇用の維持・創出を常に念頭に置きつつ、マーケット、消費者を強く意識して、需要、そして潜在需要を喚起していき、地域の消費へとつなげていくことが大切だとの認識です。

また、県税収入の主な内訳を見てみますと、平成23年で個人県民税が29.8%と最も高い割合を占めており、次いで地方消費税が16.9%、事業税が16.6%という構成になっています。税目は少し異なりますけれども、国税収入についても同様の構成であります。

その意味では、県内産業を振興していくことは大変重要なことではありますが、それらと連動させ、個人消費を拡大させていく取組も、三重の産業を発展させていく、経済を発展させていくということでは重要であると考えております。地域社会とのつながりが強く、地域雇用の9割弱を占める県内中小

企業の振興に注力していくことが重要な取組だということは、私どもも同様の認識でございます。

県内中小企業を取り巻く環境が、長引くデフレや円高などの影響で、より厳しさを増しております。今後は、これまでの人材あるいは資金の支援、そのような取組に加えまして、その消費ということでいけば、特に消費へとつながる価値ある商品・サービスづくりなどで、県内中小企業の振興を力強く進めてまいりたいと考えています。

その際、従来の価値軸、つまり性能とか信頼性とか価格、こういうものを超えたプラスアルファの価値として、消費者が購入する際の動機の鍵となる感動や共感を与える感性価値、第4の価値軸とも言われておりますけれども、に着目した取組も促進してまいります。

いずれにしましても、現在検討を進めております中小企業振興条例、ここにおきましても、先ほど議員から御指摘があったように、人というものをよく考えて、幸福実感日本一の三重を実現していくという観点も取り入れて、作業を進めてまいりたいと考えております。

しかし、確かに需要があって供給があるというのはもちろんそうなんですけれども、したがって、異常な供給過多というのは逆にデフレになってよくないというものがあるものの、今までない商品やサービスが新たに生まれることでその人の生活が、ライフスタイルが豊かになったりということがあるわけです。例えばウォシュレットとか。今やウォシュレットがないと手放せないですよ。あと、例えばLED電球。そういうもので、環境と経済を両立させる、新たな幸福感が高い多様なライフスタイルに対応する商品やサービスの需要を喚起して消費を拡大することで、また事業が新たに生まれ、そこで雇用が生まれということもあると思いますから、消費を抑制的にということではなく、もちろんバランスが大切な中で、そういう新しい需要を喚起していくということは重要じゃないかなと思っています。

それから、議員のほうから労働条件のお話がありました。我々もワーク・ライフ・バランスについていろいろやらせていただいておりますけれども、

まだまだ企業の中でも二十数%の企業でしか何か取組をしているという状況ではありません。

一方で、実態調査を昨年やらせていただきますと、ワーク・ライフ・バランスについて理解が進んでいる、あるいは取組をしている企業ほど生産性が向上しているということもありますので、引き続き、そういうワーク・ライフ・バランス、労働条件をよくしていく、労働環境をよくしていく、そういう普及啓発もしっかり努めてまいりたいと考えております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） ありがとうございます。

需要と供給の話は、ただ単に量をたくさん、需要以上の量を生産して、無理やり消費させるという感覚じゃなくてということなんですね。質を変えていったり新しいニーズに応じていくと、そういう感覚は正しい感覚だと思うので、ぜひその方向でよろしくお願いします。

それと、やっぱり中小零細で働いている方がいかに一生懸命働いて、幸せであって、生活がちゃんとできてというのは地域の幸福度とか産業の基本であると思いますので、なかなか労働基準法って、じゃ、みんな守りなさいといったら、これは多分みんなもたないという現状はしっかりと認識をいただきながら政策を進めていただきたいなと思います。

次に質問を進めてまいります。

いじめの対策についてお尋ねをいたしますが、いじめの定義は教育委員会が出されております、（資料を示す）これにも書かれておりますが、一定の人間関係のある者から物理的、心理的な攻撃を受けたことによって精神的な苦痛を感じているものとされております。これまでいじめの被害に遭われた方の気持ちを思いやり、また、特にいじめが原因で命を落とされた方、その遺族の方々の心痛ははかり知れないものがあります。個人、家庭、地域、学校、職場、行政等が協調、協働して、いじめのない社会を目指さなければなりません。いじめのない社会の実現は誰もが望んでおります。

この教育委員会が出したパンフレットの中身は、（現物を示す）基本的な

考え方と実態把握と方針の明確化、そして取組、またそれを実態把握に戻るといふプラン・ドゥー・シーみたいな、そういうサイクルで示されております。基本的な考え方として、いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るとあります。いじめのない社会を誰もが目指し、誰もが望んでいるはずなのに、どの子どもにもどの学校にもということは、誰にでもどこにでもいじめは起こり得る。今この瞬間いじめが仮になかったとしても、次の瞬間には、これまでいじめたこともいじめられたことがなかった子どもも、いじめる側になったりいじめられる側になったりするわけでありまして。そして、それはどこにでも起こり得る可能性がある、どこの誰にでも起こる可能性があるといっております。

こここのところの認識が非常に大事なところで、いじめというのは絶対やっではいけないんだ、みんなで力を合わせていじめのない社会をつくらなければならぬんだ、しかし、今後誰もがいじめる可能性といじめられる可能性を秘めているんだという認識であると思うんです。それもひとつ確認をさせていただきたいと思っております。

いじめの実態調査結果が県議会の二つの常任委員会に示されて、平成24年度の前半半年で1307件、うち、その時点で解消しているものが853件、差し引くと454件がまだその時点ではいじめの事象として残っているということでもあります。

そして、そのいじめの種類と程度というのは、様態別という言葉で種類が示されておりますが、種類というのは様々、それから、程度も掛け合えずと様々であります。犯罪に結びつく可能性が高いと判断したケース、身体に危険を及ぼしかねないと判断したケース、命さえも脅かす危険性を感じたケースなどは直ちに解消させなければなりません。全てのいじめの事象に対し、どんなささいないじめでも許されないという認識のもとに、重大な事態に至りそうな場合と、全部、この時点では1300件ですけれども、同じ対応をしていくのかどうか、時間的なこととか人員的なこともありますので、そういう視点からひとつお答えをお聞かせさせていただきたいと思っております。

そして、もう一つの視点でお尋ねをいたしますが、県の教育委員会がつくられたパンフレットの実態調査では小学校、中学校、高校が対象となっておりますけれども、いじめは6歳から18歳までの、しかも学校現場に限られたものではなくて、生まれてから亡くなるまで、大人の社会のどこにでも、また、この県庁の中にも、人と人が接するところにはいついじめが起こるかもわからない。いじめとはそういうものであると思うんですね。

学校の役割として、社会に役立つ人づくりが使命であると同時に、社会の荒波に耐えることができる人づくりをしていかなければならないと思うんです。その荒波の一つがこのいじめであると思うんです。

そこで、いじめに対応していく中で、いじめ問題を語る上で、小さいとか軽いとかいう表現は非常に不適切だと思いつつも、ほかにわかりやすい表現が見当たらなかったのであえて使いますけれども、小さいとか軽いいじめは重大な事態に至りそうでないという表現のほうがいいですかね。そういういじめと重大な事例と同じように、外からの力によって直ちに解消させるのではなくて、見守る姿勢や、子ども自らとか、あるいは子どもたち同士で問題解決をしていく力を身につけさせることも大事ではないかと思うんです。

いじめを含めて、けがや事故や失敗や挫折も小さいことを積み重ねて経験することによって、大きなそれを回避する力を身につけていくことができる、と思うんですが、御意見をお聞かせください。

そして、このいじめの問題は学力の問題ではなくて、抽象的な表現なんですけれども、人間力の問題であると思ひまして、児童・生徒に人間力をつけさせる教員の育成についてどう考えているのかお答えをいただきたいと思ひます。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） いじめの問題について4点お尋ねがございましたので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、いじめに対する認識というものでございますけれども、文部科学省の国立教育政策研究所というのがあるんです

けれども、そこが2007年から2009年の3年かけて調査をやっておるんですけれども、そのときに、8割以上の児童・生徒が被害者になる一方で、加害者にもなるという結果が出ております。こうした結果だけから見てでも、いじめというのがどの子にも、また、どの学校でも起こり得るということを十分認識していく必要があるというのは考えているところでございます。

それと、二つ目に、いじめに対する姿勢と対応の問題ですけれども、いじめについては決して許されないものということで、学校ではいじめの兆候を見逃すことなく子どもたちを見守り、いじめを把握したときにはいじめられている児童・生徒を徹底して守り通すという姿勢で、適切かつ、そうした対応をしていくということが大事だと思っています。

ただ、こうした対応によりまして短期間で解消に向かういじめもございませけれども、長期化するなど、学校だけでは解決することが困難な事案も出てまいります。そうしたときには、関係機関とも十分連携をしながら組織的に対応するということが必要な場合もございませ。中でも犯罪行為として取り扱われるべきというふうに認められる事案につきましては警察との連携も図っていく中で取組をしていくと。そういう形での取組というか、事案によってのいろんな取組の濃淡があるかというふうに考えております。

それと、三つ目に、子どもたちの問題解決力の育成という部分でございませ。子どもたちの日々の生活の中では数々の人間関係のトラブルが発生をしておるわけです。このトラブルがいじめに発展しないように教師が見守り支援する中で、子どもが自らの力でトラブルを解決していく、そういう力の養成というのがすごく大事ななと思っています。

このため、学校等におきまして安全で安心した居場所づくりを進めるという部分、そうしたことを前提にしながら、一つの手法として学級満足度調査という手法があるんですけれども、こういう手法なんかを活用する中で、子どもたちの自己肯定感ですとか、それから自己有用感が高められる授業づくり、集団づくりを進めていく、こういう取組が必要なんだというふうに思っています。

教育委員会といたしましては、こうした取組を通じまして子どもたちが自分たちで問題を解決する力を養い、いじめを生まない学級・学校づくりを推進していきたいというふうに考えております。

四つ目が教員の人間力という関係でございますけれども、現在教育委員会のほうでは、初任者ですとか、それから経験5年、経験10年の教員なんかを対象にいたしまして、いじめ問題を含みます生徒指導の研修、学級づくりについての研修などを実施いたしております。それと、教員が幅広い視野を持つことができるように、社会体験研修なんかも実施をしておるところでございます。また、学校の中で教員同士が互いに学び合い、高め合うことができるようなOJTの活性化ということも取組を進めておるところでございます。

子どもたちは、問題が起こったときに学校がどう対応するか、また、教職員がどういう姿勢でそれに臨むかという部分、それについてもしっかり学んでいるかなというふうに思います。今後も子どもたちの人間力の養成のために、教職員の一人ひとりのより一層の資質向上を図りますとともに、学校現場におけます教育力を高めるための研修についても一層充実をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） ありがとうございます。

学校の社会は安全・安心であるという空間、時間でなければならない、そういう方向では考えていきながらも、100%の安心・安全ってどこのエリアにもないんですね、どこの時代でも。そういったときに、子どもといたっていずれ大人になって、大人になったときにその大人がまた子どもを育てていく。そうしたときに、100%の安心も安全もなくて、どこにでもいろんな危険があるわけですから、それを幾ら大人が、あるいは先生が見ていても、それを100%回避ってできないんですね。

逆に、もしそんな状態をつくれたとしても、無菌状態で育った子どもが社会に出て菌がうようよいるところに行ったら一発でおかしくなっちゃうので、

やっぱり小さいことを経験させて、いつか大きな危険性に遭ったときにそれが回避できる能力が身につくと、そう思っておりますので、いじめというのは一つ、その一例だと思うんですが、そういう教育を、そして、学校の先生も、そういったことを経験した人がきちっとした指導ができる、子どもの気持ちができる、そういう意味で、学校の先生づくりもそういう先生をつくっていただくことをお願いしておきたいと思います。

それでは、4点目の質問に入らせていただきます。

美し国三重とは、おいしいものがたくさんある土地であるとか、きれいなまちである、自然も含めてきれいな三重県であるという意味であると思っています。今よりもっときれいなまちを目指すために、三重県屋外広告物条例についてお尋ねをいたします。

この条例の概要には、「屋外広告物は、町の活性化を図るうえで必要なものですが、表示方法によっては、美しい景観を損なうおそれがあります。また、管理が適切に行われていない場合は、倒壊や落下等により通行者等に危害を与える場合があります。このため、屋外広告物法に基づき三重県屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止等の観点から、設置場所や大きさ、その他の規格について必要な規制を行っています。」とあります。

一度皆さん、数秒でもいいですから、きれいな町並みを目をつぶって想像してみてくださいませんか。もう時間がないのでこれぐらいですが、そこには広告物が乱立したイメージってないと思うんですね。

それでこのお尋ねをしていくんですが、来年以降、三重県には全国から、また、海外からたくさんの来県者が見込まれます。来年は式年遷宮はじめ、日台観光サミット、日本PTAの全国大会、スポーツでは中学校の全国中学校体育大会で、伊賀での新体操、津、亀山でソフトボール、伊勢市で柔道、平成30年にはインターハイ、33年には国民体育大会とたくさんの来県者が想定されますが、その来県者を迎えるに当たって、おもてなしの心の一つとして美しいまちをつくっていききたいと思うんです。

屋外広告物の大きさや形状、色調、設置の高さなどを合わせることで今よりも秩序あるきれいなまちになるのではないかなと思って、今後たくさんの方の来県者を迎えるに当たってどのような景観行政を進めていくおつもりなのかお尋ねをいたします。御見解をお示しください。

そして、きれいではなくて安全でなければなりません、屋外にある安全のための交通標識、交通信号の視認性を落としている広告物群、標識の周りをたくさん囲んでいて視認性が落ちているようなところも見受けられますが、その対策はいかがお考えかお示しをください。

そして、もう一つ、ネーミングライツについてですが、三重県屋外広告物条例では、良好な景観を形成し、風致を維持するために屋外広告物を表示してはいけない禁止区域を定めておまして、禁止区域の例に、官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所等の国または地方公共団体が設置したもの及びその敷地とあります。ネーミングライツは企業等にお金をいただいて名前を載せるという行為であり、広告そのものであると思いますので条例の趣旨に反することになると思うんですがいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 屋外広告物対策について答弁させていただきます。

県では美しいまちづくりを進めるために、屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置について、上限の大きさや高さなどの基準を定め、規制をしております。議員御指摘の屋外広告物の大きさ、高さ、設置位置を統一してはという御提案でございますけれども、屋外広告物が私有地に設置されるとか私有財産であるということを考えますと、社会的コンセンサスを得るのは難しい状況であると考えております。

しかしながら、県ではすぐれた自然景観や歴史・文化的景観が存在する地域の道路とその沿線を沿道景観地区として指定し、その地域に限って、大きさ、それを小さくする、そのような厳しい基準を定め、また、色彩等の誘導

等にも努めて、良好な景観の形成を図っているところでございます。

また、交通標識、信号の視認性につきましては、国道及び都市計画区域の中の主要地方道において、交差点に設置されている交通信号機、信号機から10メートル以内の道路路上にある電柱、街灯の柱等につきましては、交通安全上の観点から視認を阻害しないように屋外広告物条例で設置を禁止しているところでございます。

このように、私有地に設置する場合は屋外広告物条例のみで禁止することは難しいものの、平成20年度には交差点から10メートル以内の道路路上の電柱に多数設置されていました違反屋外広告物の是正を一斉に行ったり、そのような取組をやっているところでございます。

これまでも屋内広告物業者及び広告主に対し、違反是正を図るため、違反屋外広告物マニュアル、このようなものをつくりまして、県下で統一的な運用が図れるようにそのようにしておりまして、それをもとに是正指導をしてきたところでございます。

引き続き、条例違反があるものについては積極的に是正を図り、良好な景観づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ネーミングライツですが、公共施設の施設名称を表示することは、その施設を利用する県民等がその施設であることを確認するために必要と考えております。ネーミングライツ導入の結果、施設名称に個別の企業名等が入っても、それは地方公共団体等が公共的目的を持って表示する広告物とみなして屋外広告物条例の適用除外と解釈しておりますので、条例の趣旨に反するものではないと考えておるところでございます。

以上です。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） きれいなまちをつくるための屋外広告物条例でありますから、いろんな手は打っておりながらも、見た感じきれいなまちであるという結果を出すところまで頑張っていただきたいなと思います。

ネーミングライツについては、お金をもらってその会社の名前やロゴが入

っているということは広告としか考えられないので、条例の趣旨に反すると私は思いますので、もしそれをやるなら条例の解釈をどこかで変えとか、そういうことが必要じゃないかなということを申し上げておきます。

もう時間が参りましたので質問を終わりますが、どうぞ知事、県政発展に今後ともに頑張らせていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） 皆さん、こんにちは。松阪市選出のみんなの党会派、中西勇です。

今日は議会運営委員会のいろいろと御配慮をいただき、今回質問の機会を得ましたことを、この場をおかりしまして感謝申し上げます。

私の信条は、おかしいことをおかしいといつも言っております。当然なんです、県政の効率化や簡素化を図り、無駄の温床になっている外郭団体を見直し、補助金、交付金、助成金の全てを見直す必要があると今まで訴えてきました。このことを踏まえて一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問なんですが、以前にも話させていただいた公会計制度についても一度させていただきます。

6月の一般質問で議論させていただきましたが、総務部長のほうからお答えをいただいて、総務省方式改訂モデルを総務省基準モデルに変更するにはコストがかかったり、メリットがあんまりないと。それと、今、現金主義会計でやっているのに、発生主義会計を両方とはできないと、そのような答弁をいただきました。

そこで質問なんですが、少し専門用語が出てきますのでよろしくお聞きしたいと思います。ここでパネルを見ていただきたいんですが、（パネルを示す）平成23年度の財務4表の貸借対照表、バランスシートといいますが、見ていただきたいと思います。

この貸借対照表のこの部分、純資産の部分、ここですね。最終的に出てい

るここ、マイナスで書いてございますが、そもそも貸借対照表のバランスシートとは何かと。その日その年のお金の出入りだけではなく、物的な財産を含めた資産、負債の全容を示すものです。だから、そのバランスが崩れると不良資産などの財政の健康状態が見えてくるわけです。把握できるわけですね。その意味で、財政状態を映し出す鏡とも言えます。財政状態が把握できれば、コストの比較やストックとしての資産管理が可能になってくると言えます。

このパネルの貸借対照表の中に少し白抜きでしてございますが、この部分、ここを見ていただきたいんですが、平成21年度は約554億円、平成22年度は約907億円、そして、平成23年度は1010億円、ここですね、この資産が目減りしているわけです。

なぜかと聞けば減価償却していると答えられると思いますが、それでは、減価償却の中身は具体的に把握されているんですか。道路や橋、河川、堤防、下水道、水道、インフラ資産も当然含まれています。その他、県の建物、構築物、備品等関係含まれた固定資産なわけです。

今現在、発生主義会計の財務表を議会に提示しているという意味はどのように考えているのでしょうか。当局はあくまでも参考資料だと言っています。不思議な話です。資産が年々すごい勢いで減少しているという事実を踏まえて、純資産変動計算書、ネット・ワース・マトリックス、NWMとかNWといいますが、赤字の状態をどのように考えているのかお答えください。

この減価償却は、県民にサービスを提供して生じた結果、施設の目減り分であります。このままずっと減っていけば、資産は果てしなくゼロに近づくわけです。将来世代に対してこれまでと同じレベルのサービスを提供するのであれば、将来インフラ資産や建物などの固定資産の改修や建てかえや整備資金の基金の積み立てが必要だと考えています。三重県にはそのような基金があるのでしょうか。全くゼロではないですか。

少し事例を言いますが、米国で公会計が進んだのは、2007年8月1日、米国のミネソタ州のミネアポリスのダウンタウンでミシシッピ川にかかる高速

道路の橋が崩落し、走行していた少なくとも60台の車が川に転落した事実があります。その一方、今回の崩落事故を起こした高速道路と同じように、構造的欠陥があると分類される橋がアメリカ全土で7万3000カ所以上あるということが判明し、基本的にインフラに十分投資してこなかったことが浮き彫りになりました。インフラ資産である橋が壊れたから、しっかり確実に資産評価をしようということになったわけです。

だから、将来三重県では、構造物や建物が古くなり、危険が生じ、安全性が保たれない場合、また起債、県債を発行して建てかえたり、借金を増やすのでしょうか。国が交付税措置をしてくれるという確約があるのでしょうか。

また、施設の老朽化は、何も三重県だけで起きているわけではございません。全国的に同時に起きているはずで、国が面倒を見てくれるだけの国家財政に余力が本当にあるのでしょうか。疑問でなりません。少なくとも今、国の政策で公会計制度の財務4表を作成して、県民に知らせているわけです。しっかりと議員に説明もしていただくべきだと考えております。

例えば、少し細かい部分の例ですが、（パネルを示す）もう一度この貸借対照表を見ていただくんですが、ここにマイナス2と書いてあります。これは何かというと、投資損失引当金です。このマイナス2ということは2億円なんですが、正確には1.7億円ぐらいです。これは、第三セクターの外郭団体が赤字であるということを示しております。その上に平成22年度と書いてある部分は、昨年2300万の赤字だったのが、23年度には1億7000万になったということです。この説明もございません。このような内容を議員も知るべきやと思います。行政側と共有していくことが大切だと考えます。当局のお考えをお聞かせください。

財務の最後の質問ですが、今現在8年近く財務会計ソフトを使用していると聞きました。そもそも更新時期がそろそろ来ているのではないかと。システムの入れかえが必要になっているのではないのでしょうか。こういう時期に公会計基準モデルに移行していくお考えはあるのでしょうか。6月にはコストがかかり、手間がかかると聞きましたが、非常によい時期が来ていると思

ますので、お考えをお聞かせください。

以上3点、簡潔にお願いします。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 公会計制度に関する御質問でございます。3点ほどあったと思います。

まず、1点は、インフラ資産の整備に関しまして、基金等がないけれども財源をどうするのかというお話でございます。

この点につきましては、あらかじめ基金を積み立てまして、その財源を活用して施設整備を行うという場合には、施設整備を行う以前の世代に負担を求めるといった考え方になります。

一方で、県債の発行によりまして財源を確保して施設整備を行う場合は、施設整備を行った以降の世代に、県債の償還を終えるまでの間、その負担を求めるといったことになると考えます。

公共施設等の整備につきましては、その利益を享受する世代に御負担をいただくという考え方にのっとりまして、原則といたしましては県債の発行によりましてその財源措置というものを考えてまいりたいというふうに考えております。

2点目が、その財務4表の説明につきましては、より丁寧に説明すべきではないかということでございますけれども、それは御指摘のとおりを踏まえまして、今後財務書類4表につきましては、より丁寧に御説明をさせていただくように努めてまいりたいと考えております。

それから、基準モデルの導入についてでございます。

基準モデルの導入につきましては、導入当初に固定資産台帳の整備に係ります膨大な作業負荷が発生をいたします。また、複式簿記に対応した電算システムの導入が必要となるなど、多額の経費を要するというところでございまして、本県といたしましては、総務省改訂モデルにおきましても売却可能資産について時価評価で算定をしていると、それから、有形固定資産の大部分を占める道路や河川などのインフラ資産については、膨大な労力とコストを

かけてまで時価評価に置き直す必要性はないのではないかと、そのようなことから、現時点においては総務省改訂モデルによる財務書類の作成を継続していきたいと考えております。

また、平成22年度決算におきまして、本県を含む41都道府県が総務省方式改訂モデルを採用しておるわけでございますけれども、この41県につきましてもこのような理由によるものではないかと考えておるわけでございます。

いずれにしましても、現在国におきまして、今後の新地方公会計の推進に関する研究会の場で財務書類の作成についての検証や新地方公会計の推進方策などを検討しているというふうに聞いておりますので、今後とも国や他都道府県の動向を注視しながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 特別な答弁はなかったかなというふうに思いますが、財務4表の件でいえば、連結決算も同時期に出していただくべきやと、そのように思います。出ておりませんので、それも同時に見ていかないかと思っております。

それと、もう1点、鈴木知事は経済産業省の出身ですので、こういった部分は当然、すごく詳しいと思います。そして、今年度、山口県のほうでも基準モデルにしていくというような動きが出ておりますので、また参考にしていただいて進めていただきたいなど、そのように思います。

それでは、ちょっと時間がありませんので、2番目の質問に入ります。

鳥羽港改修工事に関する不適正事務を踏まえて、再点検、再発防止についての質問をさせていただきます。

まず、再点検が過去5年間国補事業に関して対象工事として点検する、なぜでしょうか。国補事業だけが対象という理屈は理解できません。県単事業であろうが公共事業です。この不適正事務の発覚は全ての公共事業を点検するべきだと考えますが、いかがですか。

また、先日、県土整備部長から御答弁いただきましたが、今回の補正予算

で組まれた6542万円余りのうち、5413万円余りが事故繰越の金額で、利息等加算金1128万円ということです。加算金の1128万円が県土整備部の職員100名余りで負担すると聞かせていただきました。いわゆるカンパという形でしょうか。

以前、四日市の誤認逮捕の件で、三重県は予算を使って3640万円の処理をされました。私は今回の案件も含めて両方とも理解ができません。本来不正が行われたことに対して、当事者が責任をとるのが当たり前ではないでしょうか。民間とは違うのであれば、このような規則があるのですか。全く理解に苦しみます。

また、今回、補正予算で議案として出ています。カンパという形で処理するのなら、会計上は1128万円は雑収入か臨時収入として処理するのかが聞かされていない状態です。6542万円の予算審議で説明はないのはおかしな話でございませう。説明不足ということで反対させていただく予定です。

そこで、不正が起きた再発防止のために、職員に対して講習会やコンプライアンスの徹底という勉強会などが実施されております。しっかりとやっていただきたいと思いますが、しかし、何年かすれば忘れてしまい、またこのようなことが起きる可能性があると思います。今聞くとところによりますと、業務に関しての報告書や日報のようなものは余り重視されていないと聞きます。以前に質問させていただいた伊勢総合庁舎の建築工事にかかわる調査をさせていただいていても、私が持っている打ち合わせ記録と日程も違い、当然本人の日報もない状態です。これで業務をしていると言えるのですか。これでは職員が、部下、上司を含めて業務上の評価はできないと思います。業務に関する評価が必要だと考えますが、民間とはここが全く違うところだと思います。民間よりしっかり業務を行っていただかなくてはいけない立場と考えますが、いかがですか。お答えください。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 鳥羽港改修工事に関する諸事項について答弁させていただきます。

国に納付しなければならない国庫補助金の返還金等は、事故繰越に関する虚偽の資料提出や不適正な出来高検査などがなければ発生しなかったものであり、県財政の負担を招く事態になりましたことについて、改めておわび申し上げます。二度とこのようなことが起こらないよう、県土整備部一丸となって再発防止に取り組んでいく所存でございます。

再点検の対象工事の関係ですが、国補事業について一度事故繰越をしている工事が年度内に完成できない場合、打ち切り精算し、補助金を返還するか、事故繰越の手続が必要となります。今回の事案では、国から打ち切り精算をした場合は次年度以降の補助金は交付できないと言われており、県の財政状況を踏まえると県費のみで実施することも困難であったことから、事故繰越を国に認めてもらうため、虚偽の資料提出等を行ったものです。

一方、県単事業の場合は、たとえ打ち切り精算しても翌年度の工事予算を確保することが比較的容易であり、不適正な事務を行うことは考えられないため、県単事業など他の工事について再点検を行うことは考えておりません。

なお、対象期間につきましては、会計法に基づく国庫補助金返還請求権の消滅時効期間や県公文書管理規定で定められている会計上の帳簿等の保存期間を踏まえて過去5年としているところでございます。

続いて、加算金に対する対応についてですが、今回の不適正な工事手続は職員に公務員としてのコンプライアンス意識が欠けていたと言わざるを得ず、決して許されるものではありません。このことから、不適正な工事手続に関与した職員につきましては、停職や減給など、厳正に処分を行ったところでございます。

一方で、鳥羽港改修工事を完成させるためには事故繰越を認めてもらうことが必要であり、引き続き事故繰越を認めてもらうよう努力していくという県土整備部の方針があったことも事実であり、職員はこうした方針を踏まえて、相当なプレッシャーの中で不適正な対応をしたものと考えております。したがって、個々の職員に加算金の負担まで求めることは考えておりません。

しかし、今回の一連の事案は、県政に対する県民の皆様の信頼を大きく損なうものであり、県土整備部としてできる限りの対応をすべきではないかという声も職員の中から起こっております。こうした声を受けて、今回の事案を県土整備部全体の問題として捉え、管理職の立場のある職員が加算金の一部について自主的に負担し、県に返還することを呼びかけることとなりました。

なお、今回の対応は県土整備部の管理職員等が自主的に行動するものであり、今後の前例になるとは考えておりません。それと、収入の予算では、加算金をできるだけ速やかにまずは返還、納付することが今回必要になってきております。このため速やかに納付が必要になってくるこのような加算金について、まずは県費を財源として予算計上をお願いしたところでございます。御理解をいただきますようによろしく申し上げます。

以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 御答弁いただきましたが、ちょっと気になるのが、県土整備部としてということが出てきておりましたが、僕は県全体のことだと思います。しっかり県全体、職員の部分で考えていただきたいなど、そのように思います。

ここで一つ、知事にちょっと提案なんですけど、三重県にも職員倫理憲章、指針というのがあったと聞きました。ただ、まだまだ僕は不十分だと思いますので、倫理規定とか職員基本条例とか、そういったものはつくられるつもりがあるのか全くないのか、もし知事のお考えがあれば少し教えていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今、議員御指摘のとおり、三重県職員倫理憲章というものがああります。これは、平成12年に国家公務員倫理法が通ったことを踏まえて、地方でも対応してつくったものでありますけれども、今回の重大な事案、これを踏まえまして、この職員倫理憲章を改正するというところで検討しております。今その内容を検討します。改正するのは改正します。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） わかりました。改訂していただくのは結構なんですけど、条例まで行くと大変かもわかりませんが、もう少し規定という部分を盛り込んでいただけるようお願いしたいと、そのように思います。

それでは、三つ目の質問をさせていただきます。

指定構造計算適合性判定機関である三重県建設技術センター業務についてということでさせていただきます。少し専門的な部分になってきますので、専門用語が入ります。わかりにくい部分があるかと思いますが、よろしくお願い致します。

建築設計業務に関してのお話でございます。平成19年6月20日に建築物の安全性に対する国民の信頼を回復するため、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律が施行されました。この改正により、建築申請の審査がより適正かつ厳格なものとなり、また、一定規模以上の建築物等は、建築主事または指定確認検査機関で確認審査をする際、都道府県には指定構造計算適合性判定が義務づけられるようになりました。

一定規模以上といいますと、例えば鉄骨造2階建てで500平米を超えれば対象になると考えてください。中規模以上の建物がこの制度に当てはまります。三重県は、指定構造計算適合性判定機関は、公益財団法人三重県建設技術センター、それと、一般財団法人日本建築センター、一般財団法人日本建築総合試験所があります。しかし、建築主事や指定確認検査機関に確認申請を提出すると、構造計算適合性判定は公益法人三重県建設技術センターが行うことになり、申請者が指定構造計算適合性判定機関を選べないわけです。簡単に言えば、三重県でこの規模の建築物を建てる場合、ここでしか確認申請ができないことになるわけです。

多くの自治体では、複数の指定構造計算適合性判定機関の中から、申請者、建てる方ですね、どこに構造計算適合性判定をお願いするか選べるため、審査日の日数の短縮や追加説明に対する対応の仕方などに競争の原理が働いて、本来目的を達成するために合理的な運用が図られているようです。公益財団

法人三重県建設技術センターの構造計算適合性判定においては、追加説明を求められても追加説明をした相手がわからないわけです。口頭で説明を求めることもできません。また、構造計算適合性判定において事前の協議の制度もありません。三重県においては、複数の構造計算適合性判定機関を指定していただきたく、制度の合理的な運用を図っていただきたいと思います。

県民の、これも不利益の解消になると考えますが、当局の御答弁をお願いしたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 指定構造計算適合性判定機関について御答弁させていただきます。

本業務は本来県の事務ですが、高度な技術的知見等が必要とされることから、建築基準法によりまして、県にかわって指定した者に行わせることができるとされているところでございます。判定事務につきましては適正に行う必要があることから、その審査体制及び申請者などの利便性を考慮して判定機関を指定することとしているところでございます。

現在、本県における判定機関につきましては、特殊な構造物計算以外の物件を除き、県内で判定できる三重県建設技術センターを指定しているところでございます。判定制度が創設された当時、申請者等の利便性を考慮し、国から各県に一つ以上設置するようにとの指導があったことから、学識経験者など専門家を配置し、確実な判定ができる三重県建設技術センターを指定したところでございます。

複数指定してはどうかという御提案でございますが、申請者に不便を生じさせないよう、県内に最低でも一つ以上の機関が安定的に業務を継続していただけるか否かという観点から検討する必要があると考えているところでございます。

また、判定日数につきまして、迅速な判定審査は必要であると認識しているところでございますが、判定審査の日数を調査しましたところ、昨年度は平均7.7日、平均でございます。最大でも40日ということで、特殊な物件で

ございますが、建築基準法上、一般的に14日以内、そして、特殊なものでは35日以内ということで、49日以内という規定がある、その法で定められた期限内に判定業務が行われておりました。県としましては、瑕疵のない確実な判定業務が将来にわたって安定的になされることが最も重要であると考えており、引き続き適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、事前協議につきましても、三重県建設技術センターのほうでお受けしているというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 御答弁いただきましたが、ちょっと言っていることと実際の状態とは違うように思うんですが、今、平均で7.7日って、それは、どうも僕の中では理解はできません。だから、別に1社が絶対いかんと言うていることじゃなくて、もう1社入れていただいて、競争も働くと思いますし、当然確認期間が長くなれば、その建てたい方の、例えば営業的な店舗やったりいろんな問題があると思うので、早くやりたいというのがお施主さんの話だと思いますので、増やしていただきたいなど、もう一つ機関を増やしていただきなど、そのように思いますので、強く要望しておきたいと思います。

時間が来ましたので、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○23番（中川康洋） 公明党の中川康洋でございます。

先ほどは、みんなの党の中西勇議員、勇ましい質問をしていただきました。私は康洋、健康で太平洋のような、そんな海原にあふれる質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞ知事、よろしくお願いを申し上げます。

〔「溺れるなよ」と呼ぶ者あり〕

○23番（中川康洋） 溺れないように気をつけようと思います。

それでは、最初に、1点目、民主党政権の総括について伺います。特に今回は概括的に幾つかお伺いをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

11月16日に衆議院が解散をされ、鳩山内閣、菅内閣、また、野田内閣と、3年余りにわたって続いた民主党を中心とした政権は、ひとまずの区切りがつかしました。私は、今回の民主党政権は、これまでの政権以上に、特に発足当初は改革の1丁目1番地とまで言われた地域主権改革や国と地方の協議の場など、地方を重視しようとする姿勢を示し、政権を運営されようと考えていたのではないかと思います。

そこで、まず初めに知事に伺いますが、知事はこの三重県という一つの地方を預かる1人として、この3年に及ぶ民主党を中心とした政権をどのように総括されるか伺います。

特に、今回民主党が示したマニフェストについては、その実現性、また、実現率について、国民の皆様や各社報道からどちらからという厳しい評価が与えられておりますが、知事も先般の知事選において県民の皆様にも自身の政策集を示した1人として、このマニフェストに対する国民の評価をどのように感じられるか、あわせて伺います。よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 民主党政権の評価、総括ということでありまして、三重県知事としてということでございますので、まず、歴代の内閣で先送りされてきた消費税の増税を3党合意という形で決断されたこと、それから、国と地方の協議の場を法制化されたこと、それから、今回、買い取り価格制度がなければ木曾崎干拓地のメガソーラーもなかったわけでありまして、そういうあたり、あとは中小企業憲章など、一定評価されるべきところがあるんじゃないかと。あわせて、三重県としましては、紀伊半島大水害で過去最速で激甚災害に指定していただいた、それから、高速道路のミッシングリング解消に道筋をつけていただいた、こういうことなどについては評価できないかと思っております。

一方で、議員も御指摘がありましたように、地域主権改革、それから、社会保障と税の一体改革など、マニフェストに書かれた多くの課題はまだまだ道半ばであるという状態ということは否めないのではないかというふうに思っております。

あと、これ、三重県知事としてということではありますが、一方で少し個人的に申し上げますと、私の一つ、一番どうなのかなと思っているという心配にして思っているのは、3年2カ月のうちの大半の期間が東日本大震災以降で占められているわけでありまして、何より被災地の皆様がどういうふうに評価されているのかな。私はあくまで報道とか、あるいは知っている方の声などしかわかりませんが、そういう部分ではいい評価というのが見られない部分があるので、そういう部分をどうしていくのかということは重要な点ではないのかなというふうに感じております。

私自身も、政策集、もうごみ箱に捨てていいよとおっしゃっていただいている先輩もおりますけれども、やはり道半ばの部分も多数ありますので、その点については、まずは行動計画の部分をしっかりやってまいりますけれども、しっかり説明と実行をやっていきたいと思っております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

様々語っていただきまして、特に私も、東紀州の大水害については激甚指定、さらにはミッシングリンクについては本当に早い対応、これは、民主党政権というより超党派、超党派で取り組んでいただいた、現場からの声を届けた、その一つの結果かなというふうにも思ったりいたします。

その上で、知事からは被災地に対する思いをお答えいただきました。やはり一つ、決められない政治という象徴として、被災地の方がどのように思っておられるのか、この部分はこれからもしっかりと検証を私もしていかなければいけないというふうに思っております。

そして、あわせて、やはりマニフェスト、これは、民主党御自身もその達成率が3割という自己評価をされておりますが、私は百歩譲って、できたで

きなかったというのはそれぞれの状況もあるかと思いますが、今回やっぱり各社報道、国民の皆様から比較的厳しい声があるその中身というのは、示した内容に対してどこまで執念を持ち、執着を持ち、いわゆる汗をかいて実現に努めたのか、この部分が私は問われているのではないかなというふうに思います。

さらには、内容的にはできなかつたものも当然あってしかりだと思います。知事もこれから政策集の実現に努めるわけですけれども、しかし、それができなかつた場合、どれだけ、いわゆる国民の皆様、さらには有権者の方に説明をしっかりとしたのか、この部分が今回問われているのではないかというふうに私は感じておりますので、その部分をしっかりとまた検証させていただければなというふうに思います。

もう1点伺いをいたします。

12月16日に衆院選が投開票され、その後どのような政権が誕生するかは、現在のところ誰にもわかるものではありません。しかし、少なくとも地方の立場として、また、県民の命と財産を守る立場にある三重県知事として、今後の国の政治、これからの政権に対して、何らかの思い、また、要望はあるのではないのでしょうか。今後の国の政治、また、次の政権に対して望むもの、さらには求めるものがあれば、ぜひこの場でお答えをいただきたいと思ます。

○知事（鈴木英敬） どういう形になるかわかりませんが、まず一つは、東日本大震災からの復興と南海トラフを含む防災対策ですね。これは、特に南海トラフについては、もう一度何万人という死者が出れば、東日本大震災という教訓があつたにもかかわらず備えをしていなかったのかということ、複数回こういうのが起こるといことは、やはり国家、ほかの国からも、日本というのはどういうガバナンスをしているんだと信頼を失いかねないというふうに思っておりますので、まず一つは東日本大震災からの復興と防災対策。

それから、2点目は経済の再生。これは、今これだけ景気が減速傾向にありますから、その部分。

それから、3点目は、いろいろ道州制とか国と地方の関係とか言われていますけれども、大都市主導の観点ではなくて、やはり地方の観点でということでもあります。

それから、4点目は、オバマ大統領も再選され、習近平総書記も出て、12月に韓国も新しい大統領が出ますから、外交。外交はちょっと、少し難しかったなと思いますけど、世界のリーダーがかわる中でどういうふうな位置で行くのか。

それから、最後は、ねじれになるのかねじれじゃないのかよくわかりませんが、特例公債法案のような、ああいう国の政局で地方に影響が出るようなことは決してあってほしくない。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

今後どういう政権が、また、内閣ができるかわからないんですけども、やはりこれからは地方の時代です。やっぱり都市部中心の政策なり観点というよりは、地方をどう見ていながら国に発信していくかという部分が大事だと思いますので、今日は改めてその発言を何点か概括的にお話しいただきましたけれども、これから次の政権に対してもどんどん地方の立場を主張していただきたいというふうに思います。

特に、今最初に挙げた防災、南海トラフの問題を抱える中で、今回の政権を見たら、防災担当大臣が何人かわったのかという部分があります。安定した内閣をおつくりいただいて、腰を据えて東日本大震災の教訓を生かした防災対策をつくっていただくことを三重県からさらに要望、発信をしていただくことを、この場をおかりいたしまして、私も私の立場で発信をしていきますが、お願いをしたいというふうに思います。

次の問題に移ります。

2点目は、四日市市の緊急的課題について。

私は県議会6年目になるわけですが、実は初めて、今回地元の問題

を取り上げさせていただきますので、特段の御配慮をいただき御答弁いただきますようにひとつよろしく願いをいたします。今まではどうしても政党の政策的中心部分があったんですが、ついに地方の立場に立つという観点から四日市市の問題を行わせていただきます。別に4年後を見据えているわけではございませんので。

最初に、緊急的課題として、9月会議でも請願に対して賛成討論をさせていただいた近鉄内部・八王子線の存続について、県のお考えを伺います。

この件に関しては、現在その一義的な関係者である近鉄と四日市市との間で鋭意議論が進められておりますが、これまでのところお互いの主張が折り合わず、少し膠着状態に入っているのかなどの感想を持ちます。

そこで、まず初めに伺いますが、この近鉄内部・八王子線の問題は、公共交通の必要性、また、沿線には県立高校をはじめ多くの高校が立地しているという実情から考えた場合、県としても大変重要な問題であり、無視できない課題であると考えますが、今後、県として、この問題について近鉄と四日市市の間に入って何らかの調整を図るお考えはあるのかどうか伺います。よろしく願いいたします。

[藤本和弘地域連携部長登壇]

○地域連携部長（藤本和弘） 近鉄内部・八王子線についてお答え申し上げます。

鉄道によります存続を望む四日市市と近鉄は、今後のあり方について議論を重ねておるところでございます。現在、市議会の特別委員会で財政的な負担を考慮した上で存続方法が検討されていると伺っております。

近鉄内部・八王子線は四日市市内を走る地域に密着した路線であることから、三重県といたしましては、まずは四日市市と近鉄の間で議論をしていただくものと考えております。県はこれまでも両者の協議状況等を確認し、支援に関する助言や情報提供を行ってまいりました。今後、両者から調整の要請があった場合には協議に参画することも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

藤本部長、美し国のときには非常に大きな声で明るく御答弁いただいていたので、今日もなるべく明るい声で御答弁をいただければと思います。何か低いトーンで来られると私も低くなってしまいますので。

今、まずは市と近鉄、これは当然の話です。要請があればという話がありましたけれども、私は結構、もうそのタイミング、段階に入っているのかなと思いますので、これ、今のお話は四日市市にもしっかりお伝えをして、そういった方向でよろしく願いをしたいなというふうに思いますね。

そうしたら、ここからはちょっと具体的な話に行きたいと思いますが、実際にそこまでの議論が進んでいるわけではなく、例えばの話としての議論になりますけれども、その仮定の議論の一つとして、今後この近鉄内部・八王子線がその議論の結果として、分社化、あるいは近鉄から三岐鉄道へ譲渡された北勢線のように地方鉄道への譲渡がなされた場合、県はその車両更新及び駅舎改修などのインフラ、ハード整備への補助について、国との協調補助に応じるお考えはあるか伺います。

また、あわせて、北勢線の場合は、そのハード整備への国との協調補助とともに、沿線市町が近鉄から取得をしました北勢線鉄道用地取得費の2分の1を補助しておりますが、今回の内部・八王子線においても、仮に運営スキームが同じ形になった場合、この土地取得費の2分の1を県として補助することは可能かどうか伺います。よろしく願いいたします。

○地域連携部長（藤本和弘） まず、1問目でございますけれども、三重県はこれまで、中小の民間鉄道事業者等が実施いたします安全性や利便性の向上を図るための施設整備等の取組に対しましては、国の補助制度を活用いたしまして協調しながら、沿線市町とも協調して補助をしまいいっております。

この中小の地方鉄道を対象にしました補助制度は、例えば近鉄から分社化しました伊賀鉄道につきましては、会社としての保有施設がある、そういう

ことから補助対象となっておりますが、同様に近鉄から分社化されました養老鉄道につきましては、資産を有しない近鉄の100%子会社であることから、補助の対象ではございません。

したがいまして、近鉄内部・八王子線につきましても、補助要件に合致する形で経営形態が変更された場合には補助の対象となると考えております。

以上でございます。

もう一つ、北勢線の場合でございますけれども、北勢線の三岐鉄道への譲渡の際には、沿線の全ての自治体が運行経費を負担し、北勢線を存続させると判断した上で県へ支援要請がありました。このことから、事業譲渡時の支援として、県は鉄道用地の取得費の半額を沿線自治体に補助したところでございます。

四日市市内を走ります近鉄内部・八王子線につきましては、地域に密着した路線であることから、まずは四日市市としての路線存続に向けた取組を具体化していただきまして、その上で県としてどのような支援が可能か検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） 答弁ありがとうございました。

ちょっと答弁が、私、足りないような気がするんですけども、いわゆる協調補助に関しては行っていくということ、当然そのスキームに、そうなれば、分社化になるのか地方鉄道への譲渡になるのかかわからないですけども、合わせていくと思うんですね。ですから、そこは当然協調補助でやっていきますよというふうに聞こえたというふうには私は理解をさせていただきました。

次の土地の取得代金の半額に関しては、私は仮定の議論というふうに言っているんですけども、北勢線のように運営スキームが同じになった場合どうなのか、可能なのかというふうに聞いていますので、その部分は同じになった場合という前提で私は聞いていますので、その上でもう一步お答えをいただきたいと思います。もう一度お願いします。

○地域連携部長（藤本和弘） 北勢線とスキームが例えば同じとしましても、実はまた、通っております広域の自治体が異なる点がございまして、これは一概に四日市市の中を通っている今回の路線と、北勢の数市町を通っている路線とは一緒に考えるわけにはいかないかなというふうに考えております。あくまで四日市市と近鉄との協議内容を見ながら、どういうふうに形態変更になるかも踏まえて、今後、県のかかわり方を検討してまいりたいと思っております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

実態が違うというのは、沿線市町として、いわゆる2市1町だったのか、四日市市は1市だけれども、その違いだけであって、その現場からの要請があってそこが土地を取得するという運営スキームは同じなんですよ。だから、そこは今後の話として、今日はここで少し置いておきますが、また議論を進めさせていただければなというふうに思います。

最後に、教育長にもこの件についてぜひとも伺いをしたいというふうに思います。

さきにも述べたとおり、この近鉄内部・八王子線の沿線には、私と水谷正美先輩の母校であります四日市南高校をはじめ三つの県立高校、さらには西日野にじ学園、そして、これ、言えと言われたので今回言いますけれども、津田議員や小林議員の母校であります海星中・高等学校があり、この近鉄内部・八王子線の利用者の約半分は、これら通学生であります。

私は、今回の議論は現在、様々な関係者がその存続に向け、鋭意努力をしておりますが、仮にこの線が廃止になったり違う形態での運行になった場合最も影響を受けるのは、これら通学生であると考えております。

また、9月会議では、これら高等学校のPTAの皆様からも存続に向けての請願が提出をされ、全会一致で採択をされたところであります。

そこで、改めて伺いますが、これら生徒の通学も含めた安全・安心を所管する教育長に、この問題についてのお考えなり思いをぜひとも伺いたいと思

います。教育長、よろしく申し上げます。

○教育長（真伏秀樹） 今ございましたように、この地域の高校生にとって大変重要な交通手段、不可欠な交通手段だというふうに認識をいたしております。そうしたこともございましたので、私も10月19日に開きました教育委員会の定例の会議の場でもこの議論について少し話をしたわけなんです。やっぱり大量かつ定時に輸送できるという交通手段としては鉄道が望ましいんだろうなというふうなことで、教育委員会の中ではそういう意見は出ておりません。

こうしたこともございますので、今現在は四日市市と近鉄が協議中というところでございますので、教育委員会といたしましてもいろんな情報収集に努めておるところでございますけれども、できれば教育委員会も参画できるように、その協議の場がもしできるということであれば、鉄道としての存続ということ、学校の事情等も御説明をしながら、そういう形での働きかけはしていきたいなというふうに思っております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

何回も言いますが、一義的には近鉄と四日市市の問題なんです。そこに県がどのような要請のもとかかわっていくかという問題があるんですけども、やっぱりこの近鉄内部・八王子線は、私も卒業生ですので、3年間乗り続けた非常に思い出の深い電車なんです。これがあるかないかによって、子どもたちの安全・安心、さらには定時性という部分は大きな問題になっていくわけです。

今、教育委員会でお話をされたというお話で、今日、教育委員長が隣におられて、四日市大学におられる方ですので四日市市の実情をよく御理解いただいていると思うんですが、通告していないものですから今日は改めて聞きませんけれども、やっぱり教育委員会でぜひともここを議論していただきたいと思うのと、教育委員会が受け身になるのではなくて、やっぱり子どもたちを預かっている、また、私学化という部分もありますが、積極的、能動

的な発信なり、思いを述べていただく、このような姿勢をここの場でお願いさせていただきたいというふうに思います。

この問題はこれぐらいにさせていただいて、また今後いろんな場で議論をさせていただきたいと思います。緊急的課題として2点目の、県管理河川であります鹿化川の危険性についてお伺いをいたします。

これ、「かばけがわ」というふうに読むんですけども、この資料をごらんください。（パネルを示す）この鹿化川は、四日市の中心部で、かつ人口密集地域を流れる川であるとともに、住宅地より川のほうが高い、いわゆる天井川であります。ゆえに、仮に堤防が切れたり氾濫などが起これば、甚大な被害が出る河川の一つです。

ちなみに、この川の堤防沿いには、県の重要な施設であります四日市南警察署、これですね、北側、そして、四日市県民センター、ちょっと下ですけども、この堤防沿い、1号線とクロスする形で位置をしております。この部分を今日、皆さん、よく覚えておいていただければというように思うんですが、こういった住宅密集地の中の真ん中を走る、そして、県の重要施設である四日市南警察署と四日市県民センターがある、その真ん中を走る川であるということを御理解いただければというふうに思います。

この鹿化川ですが、実は先般の9月30日に襲来をいたしました台風17号のときに、周辺住民に避難勧告が出されたのとともに、あと少しで氾濫というところまで水位が迫っておりました。

これがその表なんですけれども、（パネルを示す）この縦棒が雨の量ですね。そして、この波線がいわゆる水位なんですけれども、5時の段階で氾濫危険水域を超えまして、そして、6時の段階では3.9メートル、もう堤防数十センチのところまで水位が上がったというのがわかる表でございます。

これ、今回幸い台風はスピードが比較的速かったために助かりましたけども、あと1時間長く豪雨が続いたら間違いなく越水、氾濫をし、周辺地域に甚大な被害が出る場所でした。

この7時の部分を見ていただきたいんですが、スピードが速かったもので

すから、この部分で雨がぐんと少なくなっているんですね。これがさらに1時間降っていたらこの波線はさらに上ったことは間違いなく、今回、完全に市域は越水、四日市南警察署と四日市県民センターはずぶぬれだったというような状況が予想されます。

これはそのときの写真ですが、（パネルを示す）これは午後3時の段階で既にこれだけの水量があったということで、ちょっとお示しをさせていただきました。ここからさらに水位が5時、6時に向けて上がったわけでございます。ちなみに、この鹿化川での避難勧告は今回が初めてではなく、昨年9月4日にも発令をされており、2年連続となります。

しかし、この鹿化川ですが、この河川は県内のほかの多くの河川と同じく、現在も河川計画に基づく河川改修を行っている川かというとは実はそうではなく、昭和49年7月の集中豪雨により隣の天白川とともに堤防が切れたため、その後の新たな河川計画のもと、近鉄の橋梁部以外は既に河川改修が完了している川であります。

ゆえに、端的に申し上げるならば、この河川は、計画上は、台風や大雨などによる豪雨に対しても基本的には対応できる川であるという位置づけであります。にもかかわらず、今回氾濫手前まで増水した原因は何か。これには様々な意見があるかと思いますが、私が思うに、その原因は一にも二にも、河川内の堆積土砂、また、そこに茂る樹木であります。そして、この堆積土砂や樹木により、計画本来の流量が流れない、また、必要な流量断面が確保できていないのが主たる原因であります。

確かに、現在このように堆積土砂の問題を抱えている河川は県内にも多くあります。今日、午後、水谷隆議員もこの問題を取り上げるような通告をしていただいておりますが、本当に多くの川があることは承知しております。

しかし、この鹿化川に特化してみれば、この河川は天井川であるとともに、市内の人口密集地域を流れる川であるということ。この地域、日永地区に、大体1万4000の方がお住まいです。さらには、周辺まで入れると軽く2万人の方がお住まいの人口密集地域なわけですね。

そして、さらには、私はこの問題が県としては特に大事であると思いますが、この川の堤防沿いには、前述したとおり、災害時にその機能を絶対的に維持させなければならない四日市南警察署と、そして、特に、来年度、四日市地域防災総合事務所と名称の変更が予定され、名実ともに災害時の拠点となる四日市県民センターが位置しているということでもあります。

ゆえに、私はこの1点をもっても、鹿化川の適切な維持管理、特に堆積土砂のしゅんせつ及び樹木の伐採は、選択と集中の観点からも優先度の高い、さらには緊急性のある課題であると捉えますが、いかがでしょうか。県のお考えを伺います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 鹿化川の状況についてお答えさせていただきます。

鹿化川流域は、中下流域において特に人口が著しく集中する区域である、また、県の四日市庁舎、四日市南警察署の防災拠点も集中しているということを確認しております。また、市道日永八郷線、旧東海道から1キロメートル上流側でございますけれども、の天王橋から国道1号の新鹿化橋までの区間1500メートルにつきまして、土砂が特に堆積しやすいというような特徴を持っているというように認識しております。このため、同区間における堆積土砂撤去というのは重要であると事務所も認識しておりまして、堆積土砂の撤去を計画しております。

平成22年度、23年度においては、天王橋から下流へ510メートルの区間の撤去を終えているところでございます。さらに、平成24年度におきましては、横長井堰でございますが、ここから四日市庁舎下流付近までの540メートルの区間について、これ、計画区間1500メートルのうち、最下流からの部分でございますが、堆積土砂の撤去をすることと予定しておりまして、近く地元説明会を考えているということでございます。

今後とも、新たにいろいろ下流域も要望を聞かせていただいているということで、この区間も含めまして堆積土砂撤去に、また、樹木伐採等に取り組

んでいきたいという所存でございます。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

改めて今、土井部長の答弁を聞いて、周辺住民の方は安心して生活をする  
ことができるのかなというふうに思いました。今、本当に安心あふれる御答  
弁をいただきましてありがとうございます。

というのは、何回も私、要望いただいているんです。というのは、毎年避  
難勧告ですよ。避難勧告が出る前から避難する人がたくさんいるんです、こ  
このところ。そういった意味においては、もうなれているんですね。それぐ  
らい、ここが天井川だということと、昭和49年のときの記憶が残っているん  
です。

そして、何回も言ったとおり、やっぱり災害時に絶対に維持させなければ  
いけない施設が横にあるんですよ。昨年の東紀州で、井戸川の横に熊野の  
県民センターがあって、あそこの1階部分を、知事、想定したらわかります  
よね。ゆえに今回、いろんな事務所の名前まで変えたわけなんです。今回、  
特に県民センターは地域防災総合事務所、そこが、いざ鹿化川が切れて、そ  
こに人も行けない、そこから職員も派遣できないといったら、これは笑止千  
万ですよ。

ですから、ほかのいろんな堆積土砂のあふれる川はたくさんあります。そ  
こはしなくてもいいなんていう主張を私は全くしておりません。しかし、限  
られた予算の中で、選択と集中でどこをやるのが大事かというところを御  
判断いただいて、できたら1500メートル、今年度中に全てやっていただく。

災害はいつ来るかわからないという状況で、今日は斉藤本部長にはあえて  
答弁を求めませんが、四日市南警察署の1階部分が、これ、（パネル  
を示す）図面を見たらわかると思いますけれども、1号線と鹿化川で、ちょ  
うど南署の角には水が全部たまるんです。そうしたら、パトカーが出動した  
くても出動できなかったなんていうことがあったら、これは三重県として大

きな問題ですよ。そうなると、私はこれは鹿化川は危険性があるとまで主張したかったわけでごさいます、命と県民の生活を守る公明党としての質問をさせていただいたわけでごさいます。

最後少しどもりましたが、以上で公明党を代表しての質問を終わらせていただきます。斉藤本部長、大変にありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（舟橋裕幸） 県政に対する質問を継続いたします。13番 長田隆尚議員。

〔13番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○13番（長田隆尚） 亀山市選出、新政みえの長田隆尚でございます。

今回は、通告のほうを見ていただきますと非常に細かく区切ってございませけれども、県民から見てわかりやすくということで、あえて細かく区切らせていただきました。

防災が中心、そして、リニア中央新幹線のことが最後にございませけれども、一問一答の形の中でわかりやすいような答弁をしていただきますようお願い申し上げます。

東日本大震災が発生して1年8カ月余り、そして、紀伊半島大水害が発生して1年3カ月余りが経過いたしました。

これらの災害は、自然災害の厳しさと、生きるために備え、逃げることの重要性を私たちに改めて知らしめ、平成24年度からおおむね10年先を見据えた県の長期的な戦略計画であるみえ県民カビジョンでは、緊急に対処すべき課題を解決するための緊急課題解決プロジェクトの一つとして、命を守る緊急減災プロジェクトが示されました。

そして、その中で4年後の目標として、県民の命を守ることを最優先として、緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた三重県緊急地震対策行動計画や、新たに策定する三重県新地震対策行動計画（仮称）、災害に強い地域づくりを目指す三重県風水害等対策アクションプログラム等の計画に基づく取組を確実に進めるとともに、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、備えるとともに、まず逃げるための対策や、防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていくことが示されました。

そんな中、大雨による三重県災害対策本部の設置は、本年は約20回を数え、8月には内閣府から南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定への対応が迫られるなど、一日も早く防災・減災対策を迅速かつ的確に進めていくことが必要となってきました。

そこで、まず、防災、減災の対策について、地震対策と豪雨に対応した河川管理の面からお伺いしていきたいと思います。

まず、地震対策についてお伺いします。

三重県は、東海・東南海・南海地震や内陸活断層による地震が想定される中、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの揺れや津波を伴った地震に対応するため、県民の命を守ることを最優先として、県民の避難を主軸に、津波避難、耐震化等の対策のうち緊急かつ集中的に取り組むべき対策を、昨年、三重県緊急地震対策行動計画として取りまとめました。これがそれであります。（冊子を示す）

そして、国の被害想定結果や新しい方針などを示された段階で、三重県緊急地震対策行動計画の取組に加え、帰宅困難者対策などのソフト事業、地震

に強いまちづくり等、社会基盤に係る事業などを含めた総合的な地震対策として三重県新地震対策行動計画（仮称）を策定し、取組を進めることになっています。

今回の三重県緊急地震対策行動計画では津波への比重が高くなっていることから、三重県新地震対策行動計画（仮称）では、東日本大震災から見えてくる様々な課題、地震発生時に多くの人命等に関する課題、地震発生後の課題、その他の課題の中の津波対策以外の対策についてどのように進めていくのか、先週、第3回三重県防災・減災対策検討会議で骨子案が示され、来年2月には中間案が出されるということですので、進捗状況も含めてお伺いしたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） それでは、三重県新地震対策行動計画、仮称ではございますけれども、津波以外の対策について、進捗状況も含めて答弁させていただきますと思います。

国の南海トラフの巨大地震モデル検討会が本年8月に公表しました南海トラフ巨大地震の震度分布によりますと、本県におきましては内陸部の市町におきましても最大で震度6弱から7の強い揺れが想定されております。

そのことから見ましても、沿岸部における津波対策だけでなく、県内全域において強い揺れに備えるための対策を計画的に進めていくことが求められていると考えております。

そこで、三重県新地震対策行動計画の策定に当たりましては、現在庁内に設けましたワーキンググループにおきまして、一つは防災意識の向上、人材活用、そして、もう一つは災害に強い社会づくり、まちづくり、これら二つをテーマにして、部局横断的に議論して検討を深めているところでございます。

また、先ほど議員も言われましたが、先週22日には防災・減災対策検討会議の第3回会合を開催いたしました。

その会合におきまして、三重県新地震対策行動計画を、まず、平成25年度

からの5年間の計画とすること、そして、今後の具体的なアクションの検討におきましては、災害時要援護者対策、あるいは広域応援・受援体制の整備等々、東日本大震災の発生により新たに顕在化した課題への対応を図るものとするなどを盛り込んだ計画の構成案を説明したところでございます。

会議に出席いただいた委員の皆さんからは、例えば住宅の耐震化を進めるためには目標値を耐震診断件数ではなくて耐震化率にすべきだとか、あるいは、直ちに県民の皆さんが家屋の耐震化を行うのは難しいとしても、せめて家具の固定化は行うなどの何らかの行動をとっていただけるように行政からの強いメッセージが必要であるとか、そうした今後の対策に生かしていくべき多くの意見を頂戴したところでございます。

さらに、今月7日から20日にかけて、市町の防災担当者との意見交換会を6回にわたり開催しております。

実施に当たっては、沿岸部の市町と内陸部の市町とに分けて開催するなどの工夫をしたつもりでございます。沿岸部の市町からは、津波避難タワーの高さの基準を県に示してもらいたいとか、そんな意見も寄せられた一方で、内陸部の市町からは、市内には古い建物が多くて家屋倒壊や延焼が懸念されるとか、あるいは、津波災害の際には内陸部の市町が沿岸部の市町を助ける必要がある、そうした意見も寄せられて、沿岸部だけでなく県内全域において対策を進めていくことの重要性を改めて強く認識したところでございます。

三重県新地震対策行動計画は、木造住宅や公共施設の耐震化等々、三重県緊急地震対策行動計画からの継続的な取組のほかに、緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備、あるいは土砂災害防止施設の整備等、みえ県民力ビジョンにおけます命を守る緊急減災プロジェクトで進めている取組も含めた総合的な計画としていく予定です。

今後、これまで検討の場を通じていただいた様々な意見を反映させて、津波対策だけでなく総合的な地震対策の策定を目指して、議員は来年2月と言われましたけれども、今年度中には中間案、そして、平成25年度の早い時期に成案として取りまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 平成25年度から5年間の計画で進めていくということと同時に、2月と言わずも本年度中に中間案を出していくということでございました。

では、具体的にお伺いしていきたいと思いますが、まず、農業用のため池、ダムについての対策についてお伺いしたいと思います。

県内には3132カ所の農業用ため池があり、そのうち、地域防災計画に位置づけられているため池は539カ所、下流に人家や公共施設があり、決壊すると被害が発生する可能性があるため池は313カ所あります。

昨年度、この3132カ所の全てのため池について、図上により人家や公共施設の有無を調査し、本年度はさらにこの調査結果を踏まえた詳細調査を実施していくとのことでしたが、具体的にはどのような調査を実施し、地域の防災対策に反映させていくのか、また、この調査結果を受けて今後どのようにため池の整備を進めていくのかお伺いしたいと思います。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 農業用ダム、ため池でございますが、どのような調査を実施しているのかという点と、その調査結果をどう反映させていくかということにつきましてお答えさせていただきます。

東日本大震災を受けまして、県としましてはため池の耐震整備を進めていくことが大変重要であるというふうに考えております。また、逃げるを基本としました啓発活動も重要であると考えまして、地域の避難対策を支援していくこととしております。

このため、平成23年度には全てのため池につきまして、下流にある人家、公共施設等の有無を図上調査しました。

この調査結果を踏まえまして、今年度から3カ年をめどに、地域防災計画に位置づけられましたため池539カ所を対象に、現地でも池の堤防のクラック調査、漏水状況等の調査を行っております。また、このうち下流に人家、公

共施設等がありますため池313カ所の避難路とか避難地等の調査を実施しております。

今後は、この調査結果を随時市町に対しまして、地域の実情に沿った日常の防災点検活動や避難計画等の立案の基礎資料として提供してまいります。

また、これまでため池の整備につきましては、地震対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業5カ年計画に位置づけ取り組んできたところでございます。

今回の調査結果を踏まえまして、市町や土地改良区等関係者と協議をしまして、整備が必要な箇所につきまして精査の上、これらの計画を見直すこととしております。

また、見直しましたため池の整備につきましては、耐震設計のために必要なボーリング調査等を進めるとともに、計画的な整備を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

**〇13番（長田隆尚）** 今年度から3年間で、地域防災計画に位置づけられたため池の全ての調査を実施して、その調査結果を踏まえて整備方針を見直すということでした。

東日本大震災におきましては、実は福島県の内陸部の藤沼湖というところでこのようなダムが決壊して、下流で7名の方が亡くなるという災害がございました。

私も5月に調査に行っていましたけれども、その地域は、その地域から見ますと上流にそのため池があるかどうかわからないような地域でございました。ぜひとも1年でも早く調査を進め整備方針を見直し、早急に改修して東日本大震災の教訓を生かしていただいて、藤沼湖のような形での水害が起らないような形で進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、液状化対策についてお伺いしますが、東日本大震災では、東

北から関東にかけて広い範囲で液状化が発生しております。海岸、港湾が中心でございましたけれども、震央から422キロ離れたところでも液状化が見られたほか、丘陵の造成宅地盛土や河川沿い、河川堤防でも液状化による被害を受けたところもありました。

三重県緊急地震対策行動計画では、住宅の耐震化等で、液状化対策の基礎とするため、東日本大震災被災地状況調査の実施を行い、中長期的に液状化対策の実施を行うとありますが、三重県では、この盛土造成地の分布状況については、1995年の阪神・淡路大震災や2004年の新潟県中越地震で造成地が崩れる被害が相次いだことから2006年に改正された宅地造成等規制法で盛土造成地の分布状況を調べるように国から要請されているにもかかわらず、いまだ未整備の状況であるということでございますけれども、東日本大震災の被災地状況調査を受けて、液状化対策については今後どのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 液状化対策について答弁させていただきます。

平成17年に取りまとめました県の地震被害想定におきましては、当時の中央防災会議においてとられた評価手法を踏まえて、P L値と呼ばれる液状化指数を用いたいわゆる液状化危険度を県内全域の500メートルメッシュごとに算出するとともに、新潟地震や日本海中部地震など過去の地震で液状化が発生した場合の被害事例をもとに、建物の全壊棟数を想定しました。

一方、先ほど申しました本年8月公表の国の南海トラフ巨大地震の被害想定第一次報告ですけれども、ここでは、液状化による地盤沈下量によって建物の全壊率などに違いが見られたといったなどの東日本大震災での被害状況を考慮した新たな評価手法が採用されているところでございます。

今回の県の地震被害想定につきましては、現在学識経験者の皆さんからの意見を聞きながら検討作業を進めているところでございますが、液状化につきましても、こうした国の評価手法も参考にして、前回の被害想定以降に新たに蓄積された知見なども加味しながら、メッシュ単位をできればより細か

く設定して算定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 今、P L値とかメッシュの話が出ましたけれども、（パネルを示す）これ、実は次の質問で使わせてもらおうと思っておった資料でございますけれども、このような形の中で、今、三重県では地震動メッシュが示されて、その中でいろんなことが示されております。

先日、大きな川から少し離れた後背湿地と呼ばれる場所で揺れが大きくなる傾向があるとの報道がなされましたが、そのようなことも含めて早急に、地盤の崩落・液状化危険箇所を調査していただいて、総合的な液状化対策を進めていただくことをお願いしたいというふうに思います。

最後に、公的施設、避難所、病院など、防災拠点の安全確保についてお問い合わせしたいと思います。

三重県緊急地震対策行動計画では、避難場所（施設・設備）で、最大クラスの津波から避難に適した場所を早急に確保する必要があることが示され、適切な避難場所確保に向け、津波避難に適した施設設置基準を策定するとともに、避難所や避難場所、津波避難ビルの選定について、地域の事情を踏まえた適正配置に関する支援の実施をするとあります。

昨年6月の調査時点での全ての避難所数は2570カ所、うち津波想定浸水区域内にある避難箇所は293カ所、全ての一時的に避難する場所数は1648カ所、うち津波想定浸水区域内にある避難場所数は155カ所であったそうです。

この図を見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）この図は亀山市内のある地域の三重県土砂災害情報提供システムで示された図になります。黄色が土石流危険渓流、赤が土石流氾濫域、青が急傾斜地崩落危険箇所を示しています。これが青です。この辺が黄色、これが赤になります。

そして、この地区の一次避難場所は、この青の部分のこの赤のところ、ここにある公民館が一次避難場所となっております。公民館の両側にはこの赤の土石流の氾濫域があり、地震や大雨等で二次避難場所に行こうにも道路が

通れなくなる可能性も多く、孤立することも懸念されております。

先ほどの1648カ所の全ての一時的に避難する場所のうち、このような急傾斜地崩落危険箇所にある避難所、そして、二次避難場所へ移動の難しい避難所についても安全な場所への移転等の必要性がありますけれども、これらの場所の調査は実際どうなっているのか、また、これらの地域の実情を踏まえた避難所等の適正配置に関する支援についてはどう進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

[稲垣 司防災対策部長登壇]

○防災対策部長（稲垣 司） 避難所の設置場所が急傾斜崩落危険箇所等に含まれるかの調査についてと、適正配置への支援という御質問でございました。

長田議員の御質問にありましており、昨年6月から県内避難所の総点検を行っており、これに基づき市町においては見直し作業を現在進めていただいております。

しかしながら、これまでの見直しが津波対策に重点を置いたものであったことから、今後は急傾斜崩壊危険区域や土石流氾濫域などの災害に警戒すべき区域、ここにおける避難所の適正配置についても当然考慮する必要があると考えておりまして、現在実施している県の地震被害想定におきまして、そもそもその判断指標をどのように示していくのがよいかについて現在検討をしているところでございます。

次に、支援でございますけれども、これまで市町が津波避難計画を策定するなどの場合には、計画の段階から私どもの防災企画・地域支援課の職員や防災技術指導員が地区担当を決めて助言を行ってまいりましたが、それと同様に、地震による急傾斜地の崩落などの危険箇所における避難計画等の策定につきましても、助言など、必要な支援をしていきたいと考えております。

例えば、大雨の際、崩落の危険性が高まることを想定して事前の避難が可能な場合、地域住民が率先して避難行動がとれるように日ごろから十分に住民への啓発を行っていく、そうしたことについて市町に対してアドバイスをしていきたいと考えますし、また、土砂災害などで避難路が閉ざされる可能

性が高い場合には、道路啓開などの措置を関係部局とも協議検討し、それを市町の避難計画にも反映できるようにしてまいりたいと考えております。

こうしたことを実施しながら、市町に対し避難所の適正配置について支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 計画の策定、あるいは支援をしてきたいということでした。

住宅の耐震化につきましては、市町の補助に加えて三重県も補助をしております。ぜひともこのような公民館等の避難所についても、安全なところへの移転等につきましては同じような補助制度のようなものも設けていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○防災対策部長（稲垣 司） 急傾斜地崩落危険箇所とか土石流の氾濫域などが存在する集落におきましては、そうした前兆があらわれた時点でまずは一刻も早く安全な場所へ避難していただく、これが何よりも、言うまでもなく重要でございます。

しかしながら、強い揺れによる土砂崩落等によりまして避難路が崩壊し通行できなくなると、そうしたことから特定地域が孤立状態になるということも当然考えられるわけでございます。そうしたことが危惧される地域の皆さんが一定の期間避難できる場所を確保しようと、そうされる場合において、じゃ、それに対して県としてどのような支援ができるかについては、今後しっかりと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 三重県緊急地震対策行動計画では、取組の方向性として、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような避難場所を確保するとあります。ぜひともこのような孤立が懸念される地域においては一次避難場所の安全確保に最大限の対策をとってい

ただくとともに、津波対策であったような道路啓開対策もあわせて実施していただき、二次避難場所へもスムーズに行けるような対策を講じていただきますことをお願い申し上げたいと思います。

では、次に、豪雨による河川管理についてお伺いしていきたいと思います。

このみえ県民力ビジョンによりますと、（冊子を示す）「『守る』～命と暮らしの安心・安全を実感できるために～」の最初に、「危機管理～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～」が記載されています。

その中に、「治山・治水・海岸保全の推進」の中の現状と課題で、局地的な集中豪雨による土砂災害や山地災害、中小河川での浸水被害の発生や、台風の大規模化による高潮被害の懸念など、自然災害に対する県民の不安は依然として高い一方、県内の河川や海岸の堤防整備などハード対策の水準は依然として低く、効率的、効果的な整備が求められる、また、これまで整備し老朽化してきている治山・治水・海岸保全施設や土砂堆積により機能が低下している河川について、適正な維持管理が求められているという現状認識がなされています。

そして、変革の視点の中で、県内で甚大な被害をもたらした平成16年と平成23年の土砂災害・風水害対策に係る課題を踏まえ、災害防止のための施設整備や維持管理を進めるとあります。

そして、そこの取組方向では、自然災害から住民の生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水位計、潮位計、ライブカメラ等の設置や浸水想定区域図の作成を行うとともに、市町と連携して土砂災害警戒区域の指定等の取組を進めるとともに、河川・海岸堤防や治山・砂防施設の整備などハード対策については、緊急に必要となるものに重点化、効率化を図る、また、これまで整備してきた施設が十分に機能を発揮できるように、老朽化した施設の修繕や河川の堆積土砂の撤去など適切な維持管理を行うとあります。

本年9月、台風17号が三重県を襲い、亀山市内では鈴鹿川の堤防が破損いたしました。その原因は、堆積土砂によって河床が高くなっていたこともあ

りましたが、農業用の堰によって流れが阻害されているということも問題であるということがわかってきました。

河川に設置されている農業用の堰は、一部頭首工と申しますが、農業用水を十分に確保する上で大切な施設であることは言うまでもありませんが、河川の治水対策を一体的に講じていく上で、この堰について今後どのように整備していくのかをお伺いしたいと思います。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 農業用の堰、頭首工でございますが、この整備についてお答えさせていただきます。

河川内にあります頭首工は、農業用水を安定的に取水するための施設として、土地改良区や地元の水利組合などが維持管理をしております、米などの農産物の生産において大変重要な役割を果たしております。

しかしながら、頭首工の多くは老朽化が進んでおりまして、構造も、コンクリートづくりですとか石積みなど、河川内に固定されている形状になっております。こうしたことから、治水上の課題がある施設の整備につきましては、河川整備にあわせて河川管理者側が改修する場合と、それから、老朽化等により緊急性を要するなどの理由から利水者側が改修する場合がございます。

このうち、利水者側が改修するに当たりましては、河川管理者と協議を行った上で、治水や利水者の負担などを総合的に判断しまして、固定堰への原形復旧、あるいは転倒ゲートなどの可動堰への変更などを行っております。

今後とも頭首工の整備につきましては、河川管理者や利水者と調整しながら、治水、利水の両面から工法を十分に検討しまして、経済性、緊急性等を考慮し、計画的、効率的に整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 今、農業用の堰の改修につきましては、堰そのものの老朽化等による利水者側の改修と、河川の整備に伴う河川管理者側の改修の2

種類があるということでした。

老朽化等による利水者側の整備の場合は、受益者の負担も伴いますが、例えば治水対策としてゴム堰とか転倒堰にすることによって費用が余分にかかる場合につきましてはその余分な費用を行政が負担するとか、河川管理者側が整備を行う場合の整備につきましては、転倒堰にする等現状の機能復帰プラス河川の治水対策の向上につながるような工夫をしていただくとか、堰と治水が共存できるような形で今後とも進めてもらいたいと思います。

では、次に、河川管理における農業用の施設の整備のことを今お伺いしましたけれども、皆さん御存じのように河川と申し上げますのは、上流から下流まで、いろんな管理する団体があります。

例えば、川下は国であったり、川中が県であったり、上流が市町であったりということですのでございます。

みえ県民力ビジョンでは、選択・集中プログラムの「命を守る緊急減災プロジェクト」として、自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題を解決するために、激化する異常気象等に備え、治水上支障となっている区間の河川整備や堆積土砂の撤去等に取り組みますとあります。

昨年、亀山市の椋川流域では台風12号と15号で避難勧告が2回発令されております。そして、本年は台風17号で避難指示が発令され、結果としまして約20棟が床上または床下浸水の影響を受けました。

そのときの河川の様子を見ておきますと、昨年の台風12号と本年の17号の場合は椋川の流れが遅く、昨年の台風15号の場合は椋川の流れが速く感じられております。なぜかと申し上げますと、これは、椋川の流れ込む先に鈴鹿川があるわけですのでございますが、その鈴鹿川の水位によるもので、鈴鹿川の水位が高い場合には椋川からの水が鈴鹿川に合流しにくくなるため流れが遅くなるということだそうでございます。

このように、総合的に河川を管理するには一つの河川を上流から下流まで一元的に管理することが必要となってきますけれども、実際にはなかなかうまくいっていないのが現状です。

平成21年に、交通事故の撲滅に向けた新たな取組として、国土交通省と三重県警が連携して三重県事故ゼロプランというものを策定し、現在、平成22年度から平成24年度の計画を実行中でございますけれども、同じように国土交通省と三重県でございますので、それに市町を加えて河川管理についても、ぜひとも三重県河川氾濫ゼロプランとか河川氾濫解消作戦とでもいうべきプランを策定し、流域全体としての河川管理を年次的に目標を立てて進めていただきたいと思いますがいかがでございましょうか、見解をお伺いしたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 国、県、市町の連携しての河川等管理について御答弁させていただきます。

鈴鹿川をはじめ一級河川においては、複数の管理者で管理する例がございます。河川法においては一級河川の管理は国土交通大臣が行うとされており、複数の管理者が管理する場合でも、まず、河川整備の目標となる基本的な流量配分とかそういうものを定める河川整備基本方針については国が策定するということになっております。

その方針に基づきまして、おおむね20年から30年の間に実施する改修工事や維持工事の区間、内容等を定めるため、それぞれの河川管理者が国、県、関係市町、地域住民や学識者の意見を幅広く求め、河川整備計画として策定をしておるところでございます。

事業実施に際しましては毎年、事業連絡調整会議や、河川堆積土砂につきましては推進調整会議等において、国、県、関係市町と情報共有や調整を行っているところでございます。

今後ともこれらの場を活用しまして、河床掘削をはじめとする維持管理も含め、より一層、国、県、市町の連携を強化してまいりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○**13番（長田隆尚）** いろいろと会議を通して努力をされているということで

ございますので、ぜひとも県民にわかりやすいようなプランを考えていただきまして年次的に目標を立てて河川管理のほうを進めていただきたいというふうに思います。

では、次に、予想される自然災害の周知についてお伺いしていききたいと思います。

今まで、地震対策と総合的な河川管理について伺ってまいりましたけれども、対策をとることも必要ですけれども、住民が地域に潜む自然災害を知り、災害に備えることも大切となってきます。

そこで、次に、予想される自然災害の周知についての具体的なことについてお伺いしたいと思います。

現在、三重県のホームページでは、（パネルを示す）この図になりますが、この図の上のところのこの上に「防災・防犯」というのがございまして、それをクリックすると、この図の下のようなこのホームページが出てきます。

ここでは、土砂災害情報システムというのがありますけれども、これをクリックいただきますと、土石流危険渓流、土石流氾濫域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所の4種類の土砂災害危険箇所が見られるようになっております。

先ほど使わせていただきましたこの図面はまさしくそれでございます、（パネルを示す）そこからこれが見れるようになっておるということでございます。

一方、浸水想定区域を見ようとした場合につきましては、（パネルを示す）この先ほどのトップページの中の「まちづくり」というところをクリックいただいた上で、その中の「三重の河川」というところをクリックしてしか見ることができませんのと、そこでは河川単位で見ることができなくなっております。

また、次に、震度の想定につきましては、（パネルを示す）先ほどの上のほうは同じ県のトップページでございまして、ここの中のこの下のほうにある「各種手続・サービス」の「M-G I S」というところをクリックしてい

ただいて、（パネルを示す）このM—G I Sダウンロードというページに移るんですが、そこでメールアドレスを登録いただくことが必要となってきます。ここでメールアドレスを登録するという事です。そして、このアドレスを登録すると、サンプルコンテンツのページがありまして、（パネルを示す）このようにいろいろな内容が出ておりますけれども、その中で、先ほど申しあげましたこの地震動メッシュ、（パネルを示す）これが見れるようになっております。

今、いろんな資料を出ささせていただいて御説明させていただきましたが、今、見ていただいてわかりますように、初めての人ではどこから何をどう入っていかまるでわからんような状態というのが現状ではないかなというふうに思います。

一方、愛知県には防災学習システムというものがございまして、（パネルを示す）これが、上のほうがこのトップページでございますが、これが愛知県のホームページからリンクしていないのは残念でございますけれども、この中の「防災マップを見る」というところをクリックいただきますとこのような下の画面に移ってまいります。

この画面の中で今度操作をしていきますと、（パネルを示す）このように「震度マップを見る」というのが上に出てきます。そして、見にくいかわかりませんが、その中のこのコメントのところに、「東海・東南海地震連動時、地図の中心付近は震度6弱です。周りと比べて、安全でしょうか？それともよく揺れるでしょうか？後で、震度の違いの理由を考えます。」ということでコメントが書かれております。この黄色いところが震度6弱で、緑色がかかっているところが震度5強ということでございます。

そして、ここの「シナリオ進む」というのがありますが、これを進んでいきますと次にこの下のような液状化の図面が出てまいりまして、この中で、極めて低かったり、低い、危険、液状化の状況が出て見えるようになっていきます。

こちらにも同じように、この下にコメントがございまして、「東海・東南

海地震連動時、地図の中心付近の液状化危険度は低いといえます。周りと比べて、安全でしょうか？後で、この液状化危険度になる理由を考えます。」ということで、問いかけ形式の中でおのおの内容が見れるようになっていきます。

そして、ますます進んでいきますと、（パネルを示す）次に、「現在と過去を比較」ということで、地図の中で現在の地図と過去の地積が見えてまいります。ここにもコメントが出ていますが、「現在の地図と過去の空中写真を見比べて、調べたい場所が昔どのような様子だったかを見てみましょう。昔は丘だったでしょうか？川や池だったでしょうか？それとも昔から住宅地だったでしょうか？」という問いが出てまいります。この中でまた「シナリオ進む」というところをクリックさせていただくとこの下のようなものが出てまいります。

こちらには土地条件図というものが出てまいります。こちらにもこのところにコメントが書いてございますけれども、「地図の中心付近は盛土地の人工地形です。地震の時、斜面が崩れることがある、また、周囲より揺れが大きくなる恐れがある地形です。注意しましょう。」というような形に進んでいきます。

そして、ますます進んでいきますと、もうこれが最後になりますが、（パネルを示す）震度と土地条件図が両方同じ場所で比較されておるのがこの上になってまいります。これを見ますと、例えば盛土地のところが震度がどうなのかということもはっきりわかりますし、この下の図では液状化と土地条件図というのが書いてございまして、例えば、この辺のところ、灰色になっておるわけですが、この辺のところは極めて液状化危険度が低いということで、その右側を見ますと、こっちを見ていただきますと縦線になっていますので下位段丘面ということで、土地条件と液状化の状況が一面でわかるというような状況になっておるのが、これが愛知県でございます。

三重県にもこのような一つのシステムでいろんな防災情報が見れるようなシステムを開発していただくとともに、愛知県より一歩進んで、例えば三重

県のホームページのトップページに災害想定情報とかのバナーをつくるなどして県民から見やすくしてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

また、昨年質問させていただきましたが、山地災害危険地区の地図情報についても早くシステムを構築していただき、公表いただきたいと思います、あわせてその状況についてもお伺いしたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 自然災害に関する情報の一元化とホームページを見やすい形でという御質問でございました。

県におきましては御承知のように「防災みえ. j p」の名称で防災情報をホームページとメールで提供しておりまして、みえの防災のホームページで各種防災関係報告書や津波の浸水予測といった地図情報を取りまとめて提供してございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり現行のシステムは、自然災害に関する情報を一元化して県民の皆様提供する内容とはなっておりません。先ほど御紹介いただきました資料にもございました愛知県防災学習システムのように防災マップを一元化して活用するためには、位置情報を持った地図データの作成、この必要がございます。

現在、地図データを表示します県のM-G I S、これを活用しまして、地震動メッシュとか津波浸水予測図等々を提供してございますけれども、今後は新たな地震被害想定により得られた地震動メッシュ等々につきましてもどんどんデータ化を進めまして、広く県民の皆さんに活用いただけるように、まずは努めてまいりたいと考えております。

一方、県のホームページが見にくいということで、各部からの防災情報のリンクについても確かにわかりにくいという御指摘でございましたけれども、確かにそうだと思います。したがって、県民の皆さんに見やすい形で情報を提供できるように改善を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、私のほうから山地災害危険地区につきましての情報提供システムの構築とその公表についてお答えさせていただきます。

山地災害危険地区につきましては、山地崩壊や地すべり、土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を県が指定しまして、平成24年3月末現在で3951カ所の地区を指定しております。これらの地区につきましては、三重県地域防災計画や市町の防災計画に登載しているほか、各市町に対しまして指定位置図等の情報を提供しまして県民の皆さんに周知をしているところでございます。

山地災害危険地区の詳細な地図情報は現在、森林地理情報システム、いわゆる森林GISと申しますが、この中で管理しております。ただ、個人情報が含まれております森林簿と連動していることから、県民への公表は行っていないという状況でございます。

このため、山地災害危険地区の情報を、誰もが使用できる三重県地理情報システム、M-GISに表示できるよう、現在緊急雇用創出基金事業を活用しまして、本年度中に地図情報の整理を終えるということで行っております。

この結果をもとに、来年度のできるだけ早い時期に広く県民の皆さんに公表できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） ぜひとも、子どもにでもわかりやすいような形で作っていただきたいとも思いますけれども、今、M-GISという話でしたが、（パネルを示す）これ、先ほどの図でございますが、これ、見ていただきますとわかりますように、先ほど申し上げましたようにM-GISはホームページでまずメールのアドレスを登録しなければならないというふうになっています。

それで、実際問題いろんな方に聞いておりますと、いろんなこういうようなホームページは見れるんだけど、メールアドレスは持っていないとい

う方がたくさんいる中で、非常に使い勝手が悪いということも聞きますけれども、このM—G I Sにつきまして、今後どのように使いやすくしていくのか、せっかく情報が集まるんですからそれがいかに見れるかということが問題となってくると思いますが、そのシステムについてどうしていくのかについて改めてお伺いしたいと思います。

○**地域連携部長（藤本和弘）** M—G I Sは、平成14年度に三重県が構築いたしまして、平成24年10月現在、1万9000人を超える方が登録しております。

職員だけでなく、誰もが無料で使える簡易地図作成のソフトでございます。

しかしながら、御指摘がありましたように、不正ダウンロードの防止やシステムの脆弱性が発覚した場合等の利用者への通知、それから、利用者数の実態把握という目的のために、利用登録時にメールアドレスの登録を求めています。

メールアドレスの登録が利用の障害になっているのではないかという今の指摘につきましては、メールアドレスの登録にかわる手段も考えながら、より簡単に簡便に利用できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

また、その他の使い勝手の向上につきましても、利用者の御意見を伺いながら、引き続きシステムの改良に努めてまいりたいというふうに思っております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○**13番（長田隆尚）** では、ぜひとも県民目線からわかりやすいようなシステムを構築していただきまして、一つのシステムから全ての状況が子どもにでもわかるような形でつくっていただくことをお願い申し上げたいと思います。

次に、迅速な対応に向けた防災情報の共有化についてお伺いしたいと思います。

現在、みえ県民力ビジョンでは、「防災・減災対策の推進」の基本事業で、迅速な対応に向けた防災情報の共有化として、「防災情報の共有化を推進し、災害発生時に迅速かつ的確に活用できるようにします。」とあります。

活動指標としまして三重県の「防災みえ. j p」の配信サービスの登録者が平成26年に5万人に達するとあります。そして、この「防災みえ. j p」の配信メールにつきましては、現段階では気象情報、気象の警報・注意報であったり、地震情報、あるいは津波警報・注意報、東海地震関連情報、台風情報、河川水位に関する情報、県からのお知らせなどがあり、今申し上げた河川水位に関する情報については、紀伊半島大水害等を踏まえ、県民の早期避難行動を促すために本年の5月から配信が開始されたものだと思います。

非常に大切な情報が配信されていますが、例えば大雨などのときは、道路の通行どめの情報であったり、鉄道の運休の情報であったり、身近な情報が欲しいというような声もよく聞きます。「防災みえ. j p」のホームページでは一部リンクされていますけれども、これらについて配信することはできないのか、また、最近スマートフォンの所持率も大分上がってきましたけれども、スマートフォン用のホームページの開設はできないのかについてお伺いしたいと思います。

また、三重県緊急地震対策行動計画では、第2編の第2、三重県緊急地震対策行動計画（各論）の中に、情報提供体制の行動項目として、緊急速報メール等を用いて三重県内全ての人に避難情報を提供する体制を検討するとあり、避難情報を提供する市町との検討会を実施するとありますけれども、これについてはどのように検討が進んでいるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 「防災みえ. j p」のメール配信サービスで身近な情報を配信できないかということと、スマートフォンのホームページの開設、それから、緊急速報メールを用いた避難情報の提供体制、これらについて3点答弁させていただきます。

まず、「防災みえ. j p」メール配信サービスについてでございますけれども、防災情報を提供します「防災みえ. j p」のホームページは、気象情

報のほかに、関係機関から収集した災害情報等、これらを広く掲載して、必要な方にいつでも見ていただけるようにしてございます。

一方、メールのほうは、気象情報の一部や河川水位情報等につきまして登録された方に自動配信することで、避難等の緊急対応を促すことができるようにしてございます。

このように、ホームページとメールとはそれぞれの目的というか役割分担をしておりまして、それらが異なっておりまして、道路の通行どめや鉄道運休等の情報につきましては、必要な方にいつでも見ていただける情報としまして、ホームページのほうに掲載していきたいと考えております。

次に、スマートフォンへの対応でございますが、確かにスマートフォンにつきましては、その急速な普及によりまして、今や防災情報を提供する重要な手段となってきました。そこで、県としましても、必要な情報をわかりやすく提供できるよう、ホームページのスマートフォンへの対応について検討してまいりたいと考えております。

最後に、緊急速報メールの導入状況でございますけれども、県におきましては昨年度から県内の市町に対して、緊急速報メールの導入を働きかけてきたところでございます。

その結果、本年の9月、ドコモによるサービスにつきましては、県内市町の全てが導入を完了しております。また、他社のサービスにつきましても現在導入が進みつつありまして、本年11月現在、KDD I は29市町のうち20市町、ソフトバンクにつきましては19市町で導入されております。なお、3社全てのサービスを導入しているのは19市町となっております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 今、避難等、緊急な対応を促すものがメールで、それ以外はホームページということでございまして、道路の通行どめや鉄道の運行状況のほうはホームページのほうだということでございましたけれども、道路の通行どめや鉄道の運行状況につきましても、早期避難行動をするために

は必要であるというふうに私は考えております。

また、このたび地域機関等の見直しの中で、地域での防災危機管理機能の強化を図るための地域防災総合事務所を設置し、特に危機発生時において横断的機能が実効あるものとなるように、危機管理地域統括監を設置する計画となっており、危機管理地域統括監は、地方災害対策部長の役割も含め、危機発生時にはその規模、内容等に応じて所管区内の事務所の総括や調整、支援または情報収集等を役割とするということになっていますが、この危機管理地域統括監が身近で必要とされる情報を整理し、例えば一種のエリアメールのようなもので発信するようなことはできないのでしょうか。

○**防災対策部長（稲垣 司）** 危機管理地域統括監の地方災害対策部長としての統括的役割につきましては、現在もまだ引き続いて作業を進めております本庁の災害対策本部体制、この見直しとあわせて検討してまいりたいと思っております。

その際、情報の的確な収集や発信につきましても、それがエリアメール的になるかどうかは別にしまして、しっかりとその役割を果たせるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○**13番（長田隆尚）** せめてスマートフォンのホームページだけでも早く開設していただきまして、車での移動中でも防災情報が見れるように努力をしていただきたいというふうに思います。

最後に、リニア中央新幹線の三重県における中間駅の設置及び早期実現についてお伺いしたいと思います。

本年8月に、リニア中央新幹線建設促進三重県・奈良県経済団体連合協議会が設立されました。これは、平成7年に、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、奈良及び大阪の各都府県における経済団体及び趣旨に賛同する団体によって、中央新幹線の超電導磁気浮上式リニアモーターカーによる早期実現を目標に設立されたリニア中央エクスプレス建設促進経済団体連

合会、後のリニア中央新幹線建設促進経済団体連合会が、昨年、東京－大阪間の着工に一定のめどがついたことから建設促進大会に区切りをつけ、総会の拡大という手法に運営方針を転換したため、いまだ未確定の名古屋－大阪間の三重－奈良県内の中間駅の着実な設置及び東京－大阪間の全線同時開業を促進するために設立されたものです。

そして、本年10月に第1回の三重県・奈良県リニア中央新幹線建設促進会議が開催され、三つの共同アピールがなされました。

一つは、リニア中央新幹線は東京－大阪間の全線が開業されて初めてその効果が遺憾なく発揮されるものであり、早急に全線同時開業に向けた検討を実施し、その対策を示すこと、二つ目が、リニア中央新幹線は、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えたルートである三重・奈良ルートとすること、そして、3番目に、三重・奈良ルートの中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような交通結節性の高い位置に設置すべきであり、三重県、奈良県の意見を十分に反映し、早急に駅の概要位置を決定し、公表することであります。

みえ県民力ビジョンでは、「公共交通網の整備」の中で、10年後の県民の皆さんとめざす姿として、空路やリニア中央新幹線などによる広域的な高速交通網の整備が進んでいると示されていますけれども、このアピールに対して三重県としてどのように受けとめ、具体的にどのようにしていくのかをお伺いしたいと思います。

また、あわせて、そのときの基調講演で、リニア三重駅、そのときには亀山駅と書いてありましたけれども、に求められている機能として四つの課題が示されました。県央部へのアクセスの改善、伊勢志摩観光の玄関口としての直行ルートの形成、津・松阪港、中部国際空港へのアクセス、熊野、南紀への観光輸送の充実です。

例えば、中部空港へのアクセスにつきましては、三重県側から伊勢湾岸自動車道を経て知多半島道路へのアクセスにつきましては、一度国道23号線に流入し、短い距離の間に一番左の車線から一番右の車線まで変更しなければ

ならず、女性からはなかなかそこが通りにくいと意見もよく聞きます。

そこで、このような道路のアクセスも含めて、四つの課題解消に向けた方向性について、また、中間駅の便益が紀伊半島全体に広がるような三重県としての交通政策の方向性について、アクセス道路等の環境整備等も含めて知事のほうにお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただきました。

1点目は共同アピールの受けとめと今後の取組、2点目はアクセス道路等の環境整備ということでございますけれども、1点目ではありますが、東京・名古屋間の環境影響評価の手続が進みまして、平成26年度の着工が予定される中、大阪までの全線同時開業を目指していくためには今が非常に重要な時期であります。

今回の共同アピールは、名古屋以西の中間駅設置予定県である本県と奈良県、両県の経済団体が一丸となって、全線同時開業や三重・奈良ルートの実現等について取り組んでいく決意を表明したものであり、非常に意義があるものと考えております。これらの目標の実現を目指して、12月には東京において、両県の知事と経済団体の代表者の4者で全線同時開業の必要性等を広く訴えていくとともに、国やJR東海等への要望活動を行う予定であります。

県や全国の同盟会の活動だけでなく、奈良県との新しい枠組みの中で密接に連携協力し、こうした取組を強力に展開していきたいと考えております。長田議員におかれましても、リニア中央新幹線建設促進三重県議会議員連盟会長として、引き続き御協力、よろしくお伺いしたいと思います。

2点目、アクセス道路などの環境整備でございますが、中間駅についてはその便益が、本県、ひいては紀伊半島全体に波及するような交通結節性の高い位置への設置が不可欠であります。また、リニアの効果を最大限生かしていくためには、アクセス道路をはじめ中間駅と県内各地との所要時間を短縮できる方策の検討が必要です。

こうした検討を始めていくにも、まず、県内の概略ルートや県の概略位置

を早期に示していただくことが必要であるというふうに考えておりますので、全線同時開業とあわせて引き続き、国やJR東海等に対し強く働きかけていきたいと思っております。その上で、道路をはじめとした全体的なアクセスに関する交通体系について、やはりコストのこともございますから、効率的、効果的な手法について検討していきたいと考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） ありがとうございます。

昨年の12月会議の最終日に、リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業に関する決議というのをこの議会でさせていただきました。

知事がいつも申されますように、三重県には空港も新幹線の駅もございません。ぜひとも、1年でも早く中間駅の決定と実現に向けて御尽力を賜り、計画どおり10年後に空路やリニア中央新幹線などによる広域的な高速交通網の整備が進んでいますことを祈念申し上げまして質問を終わらせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 38番 水谷 隆議員。

〔38番 水谷 隆議員登壇・拍手〕

○38番（水谷 隆） どうも、改めましてこんにちは。

自民みらい、いなべ市・員弁郡選出の水谷隆でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は、我々の会派の石田議員が第一走者ということで思いきり走っていただきました。リレーでいきますと大体4人でゴールするわけですね、私はたまたま5番目になってしまいましたので、補欠でございます。でも、議長の許しを得ましたので、ただいまから通告に従いまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、初めに、私学振興ということで質問をさせていただきます。

これを質問する前に、私はどっちかというと文教族でないもんであんまり得意の分野ではないんですけれども、マニアックな方が非常に後押しをして

いただきまして、某私立学校へ行っているいろいろ調査をしまいいりました。その中で、やっぱり私学は非常にたくさんの課題を抱えておりまして、悩みもたくさん持ってみえます。その中でいろいろお聞きしたんですけれども、1点に絞って、公立と私立の定数比率の是正ということで質問をさせていただきたいなど、このように思います。

御承知のように私立学校というものは、国公立学校と同じ公教育機関としての共通性を持ちながら、運営や教育について一定の自主性を発揮しやすいという特性を持っております。

また、教育行政上は、公立学校が区市町村及び都道府県教育委員会の統一的な指導監督を受けるのに対し、私立学校は都道府県知事の所轄のもとに、教育活動や学校運営等の面においてそれぞれの設立者の建学の精神に基づいて独自性を発揮することができる、ということでございます。

私立学校は独自の校風と伝統のもとに、生徒指導、課外活動、あるいは職業・技能教育などの面において様々な特色ある教育活動を行って子どもたちを学ばせているわけでございますけれども、ここ数年の中学校卒業生の減少が私学の経営を厳しくしているのが現状であります。

そこで、私学の振興というと、どうしても経済的に裕福な家庭の子どもたちが通う学校というイメージが強く、余裕のある学校のためにどうして助けているのかと、そして、あるいは、学校ではあっても民間の学校なので、補助金を出す必要があるのかと、私学振興に否定的な方もいらっしゃるのも事実であります。

しかし、さきの安倍総理大臣のとき、教育基本法が改正され、私学の役割や位置づけが明確になりました。その上で、公立、私立における親の負担格差を是正することが求められることになりました。

しかし、今の競争社会の中で、頑張って報われる人、頑張っても報われない人、たまたま運がよくて成功する人、そうでない人がおります。それは、一定の競争が社会を発展させるものであり、その競争の社会において、結果的に勝者、敗者が生まれてしまうことがあるかもしれません。しかしながら、

不幸にも親の経済的理由で行きたい学校に行けなかったり、親がいないために進学を諦めてしまう家庭においても、しっかりとした教育だけは身につけて社会という競争の世界に送り出すことが政治の使命だと思います。

また、私学は建学の精神により、公立学校では求められない、幅の広い奥の深い学びの場を選択することができるという重要な役割があります。

これは知事が知事選挙に出られた政策集の中にも書いていただいておりますが、では、三重の私学に対する姿勢というものはどうかと申し上げますと、私は、初めに申し上げた、私学に進学をさせるなら高い授業料を払うのは当然であり、払えなければ進学をさせなくてもいいというふうに言っているわけではありませんが、どうもそのように思えてならないということであります。

なぜなら、例えば平成24年度の高等学校の私学振興補助金の額については47都道府県中34位と、授業料減免補助金については、多くの都道府県が年収500万以下の助成を行っておられるけれども、三重の場合は350万であります。

ほかにもいろいろお聞きしている点が幾つかあるんですけども、これは今回は言わないことにしまして、そこで、高等学校の公立と私立の定数比率についてのやっぱり見直しを行うことが、私学のこれからの振興策の大きな一つであると思ひまして、今日は一つ質問をさせていただきたいと思ひます。

三重の公立と私立の定数比率は現在8対2で、全国平均は7対3であります。私立学校の10年前の平成14年度の入学者数が3900人。第2次ベビーブーム以降、初めて4000人を割り込んだわけでございます。その当時、公私立高等学校協議会において、私立は経営上一定規模の生徒を確保する必要があるとの理由から、公立と私立の定数比率8対2が取り払われ、まず私立が募集人員を決めた後に公立が定員を設定するとの話し合いが持たれたというふうにお聞きをしております。

しかしながら、その後も人口減少分をほぼ8対2の割合で公立、私立がともに減らし続けておるわけでございます。平成24年度の私立の入学者は3514

人となり、10年間で約400名減少したわけであります。このままのこの方法で定員調整が行われれば、10年後にはさらに約500人が減少し、公教育の一翼を担い、また、建学の精神に基づき多様な教育を提供する私立高等学校は成り立たなくなってしまう。

このような状況を踏まえると、公立と私立の定数比率を7対3にすべきと思いますけれども、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 高等学校の募集定員の公私比率について御答弁させていただきます。

昭和53年度から公立学校、私立学校の代表者や学識経験者等をメンバーといたします三重県公立高等学校協議会が設けられておりまして、高等学校教育の円滑な推進を目的に、県内の公立高等学校における教育上の諸問題についての意見交換を行ってきているところでございます。

この協議会におきましては公私の募集定員についても議論されていますが、平成12年度募集分以前は、公私の比率は公立8、私立2の8対2と固定をされていました。平成13年度募集分以降は公私が募集定員案を持ち寄って協議をしているという状況でございまして、平成24年度募集定員については、私学側の比率は22%というふうになっております。今後もこの協議会の場で、県民の皆さんに御理解いただけるような合理的な募集定員案を協議していきたいと考えております。

なお、今後一層の児童・生徒数の減少が見込まれることから、公私間の募集定員のあり方に関する新たな協議の場の設置につきまして教育委員会と協議をしているところであり、その場で論点の整理や方向性の整理を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

いろいろとこれからも協議していくと、こういうことでございますけれど

も、やっぱりその協議をすることは、これは非常にありがたいことだと思いますけれども、目標を持って7対3というものをぜひ実現するという方向性をもってして協議していただきたい。といいますのは、やっぱりこういう比率を実現することで県の歳出も削減するわけですよ。また、知事の言う公務員の人件費も減っていくわけですね。

といいますのは、公立学校の生徒1人当たりの学校教育費は約110万かかっていると。一方、私立に使われている税金というのは生徒1人当たり約45万円であるとお聞きしています。

だから、公立と比べると約65万円少ないということでもありますけれども、今年度の公立高校入学者は1万6280人、仮に7対3とすれば公立高校の生徒は1370人減少するんですよ。単純に金額計算しますと、それを換算しますと、大体総額で8億9000万ぐらいの税金が削減されると、こういうふうに計算するとなっております。

ただ、また、教員も当然のことながら、平成23年度の生徒数が3万8320人に対して教員は2911人おみえになります。生徒が1370人減りますと、単純計算しますと約103人先生が減ると、こういうことでございますので、知事の言う歳出削減、公務員人件費削減に大きく貢献するというふうに私は思うわけでございますので、それによってまた私立の振興もできるということでございますので、知事、何か御意見がありましたらよろしく。

○知事（鈴木英敬） 私立の高等学校については、普通科を中心に本県中等教育の推進に大変重要な役割を果たしていただいております。一方で公立高等学校は、人口の少ない地域での教育を受ける機会の保障、あるいは、普通科だけでなく、農業、工業、商業などの専門学科や総合学科など、多様な選択を可能にする役割を果たしております。

今、御指摘がありましたように、この公私比率の見直しというのは、県財政負担の軽減とか私学振興という部分について資するという面もありますが、一方で、地域的な設置の状況、あるいは学科の構成、中学生の進路希望の状況、保護者負担のあり方、幾つか整理しなければならない課題があるという

ふうに思っています。

したがいまして、先ほど竹内部長のほうから説明しましたが、今まであった協議会の中に今後のあり方を決める検討部会を設置します。これは、5月9日に私学の協会の皆さんが私のところに来ていただいて御要請いただいたことを踏まえ、今までそういう今後のあり方を検討するよというのがなかったんですけども、一歩前に進めてちゃんとあり方を検討しなければならないねということやらせていただくということでございますので、25年度中をめどに一定の方向性を整理していきたい、そのように議論を深めていきたいと考えております。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） ありがとうございます。

25年度を目標にいろいろ議論をすると、こういうことでございます。

公立の割合が低くなると一般的に教育力が低くなるとか、あるいは経済的負担が増えるとか、いろいろ指摘もありますけれども、それは県の政策の中でいろいろしっかりと議論していただいてカバーしていくと。そして、また、7対3に持っていくということは、急に持っていっても私立の対応がなかなかできないというふうに私も思いますので、例えば年に1%ずつ増やしていくと、10年たてば7対3になるわけですね。そうすれば、私立の教員の確保とか、あるいは施設の確保というものが十分対応できるというようなふうに思いますので、ぜひともこれにつきましては真剣に取り組んでいただきたいなど、このように要望を強くお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、続きまして、私の非常に大好きな質問ですけども、ものづくりというものについての中小企業の振興策の中でのことについてお聞きしたいというふうに思います。

知事は今年7月にみえ産業振興戦略を取りまとめられました。多くの企業訪問を重ねる中で有識者などの議論を行い、様々な政策の方向性が示されており、現場にも共感が持たれる戦略ではないかというふうに感じております。

そのような中で、今年、今年11月には「みえ産業振興戦略」アドバイザー

リーボードというものを設置されて、戦略をしっかりと具現化していくと。そして取組を開始されたということにつきましては私もエールを送りたいというふうに思います。

さて、その戦略には六つの戦略が示されておりますが、一番最初に出てくる戦略が、中小企業の振興、AMIC等による基盤技術支援強化、そして、成長産業への参入促進と海外展開促進などを中心としたものづくり戦略というものがあります。技術開発などをベースとして国内外で戦い、生き残っていくものづくり中小企業を育成していくことに加え、新たに大企業と県内中小企業の連携を促進していくことにより中小企業の基盤技術を強化していくとともに、新たな販路開拓をサポートしていくこととされております。

そこで、まず最初に、ものづくり中小企業の販路開拓の支援について議論を行いたいと思います。

そもそも中小企業は、人的資源や資金などの経営資源が脆弱であり、現在の経済情勢の中で、特に単独での販路開拓が厳しい状況であります。ものづくり企業を取り巻く経済環境は大変厳しく、高水準の円高、国内需要の減少、逆に新興国での需要増加などを背景に、海外現地生産の増加、そして、従来の取引・系列関係の見直し、中には、大企業が中小企業への発注を減らし、内製化しているケースさえあり、などが進んでおるとい状況であります。

その意味では、ものづくり中小企業にとって、将来につながる技術開発の支援なども重要であるものの、新たな販路開拓を支援していくことが喫緊の課題ではないでしょうか。その際、単に展示会への出展を支援することにとどまっておらず、大手メーカーなどの川下企業とのマッチングを行い、新たな取引を促進していく観点も必要ではないかと考えております。

そこで、お伺いいたします。

ものづくり中小企業の新たな販路開拓について、現在どのような取組を行っているのか、そして、今後の取組方向についてお聞きしたいと思います。

次に、少し中長期的なものづくり、中小企業の振興についてお伺いしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、中小企業にとって経営資源の確保は困難なものです。特に人材の育成は単独では厳しい状況になっております。もう少し経済情勢が上向きな時代であれば、多くの業務の受注などもあり、現場で実践教育もできましたし、売り上げ増加によって教育費も捻出できたかと思えます。

しかし、この厳しい経済情勢の中では、中小企業単独での人材育成は大変厳しいものがあります。そもそもみえ産業振興戦略の戦略6 振興戦略プラットフォームの構築でも、人づくりの重要性を認識し、取組の方向が記述されております。

そこでは、ものづくりは人づくり、産業政策は人づくりに強くつながるものであり、その意味で、行政が産業界と教育機関のハブとなって、産業技術人材の育成に取り組んでいくことが必要との認識が示されております。

戦略では、三重県のものづくり中小企業の付加価値率は全国でも低位、42位であると分析し、規模を稼ぎにくい中小企業にとっては、技術や製品の価値を価格転換できていること、つまり付加価値率を高めていくことがポイントであるというふうに記述をされております。私は、この付加価値率を高めていく源泉は人材の育成ではないかと考えています。質の高い製品をつくること、新しい技術を開発すること、先ほどお伺いした新たな販路開拓を行っていくこと、いずれにしてもその源泉は人材であります。

その意味で、戦略でも認識されているように、人材育成は重要な産業政策であります。特に経営資源の厳しい中小企業の人材育成を支援していくことは大切な政策だと考えております。

そこでお伺いをいたします。

ものづくり中小企業を持続的に発展させていくためには人材の育成を支援していくことが重要だと考えるが、現在の取組、そして今後の取組方法についてお伺いをいたします。どうぞよろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ものづくり中小企業の新たな販路開拓に関する取組につ

いて、私のほうから答弁させていただきます。

販路開拓の支援の重要性につきましては、議員御指摘の全くそのとおりでございまして、我々もその認識に立って、県内中小企業の新技術、新製品等を、大企業など川下企業の製造拠点、あるいは研究開発拠点において直接アピールする出前商談会、何か展示会にブース出展するんじゃなくて、中小企業のみんなでその会社に行ってしまうと商談会をやるという出前商談会の開催に取り組んでいますが、私自身も川下企業を訪問し、提案を行ってまいりました。

今年度は、特に本県の基幹産業であります自動車産業を中心としまして、日立グループの東京拠点、本田技研工業株式会社鈴鹿製作所、株式会社デンソーの大安製作所、トヨタ車体株式会社開発センターの4回にわたりまして出前商談会を実現しております。これらの出前商談会には、他の分野から自動車部品に参入を図る企業、あるいは自動車部品、素材、設備、工具などの提案を行う県内企業、延べ142社が出展し、1426名の御来場をいただきました。

成果としましては、試作見積依頼が76件、図面の検討依頼が17件、相互訪問が145件など、合計238件に上る新たな取引に向けたきっかけが生まれており、既に、企業名は申し上げられませんが、3件の取引が成立しています。

また、この出前商談会は、その場で取引の成立に至らなくても、そういう大企業や川下企業がどういうことを求めているのかということを議論し合う中でブラッシュアップしていく、そして、その次のチャレンジにつながる、あるいは、県の工業研究所も毎回行かせていただいているんですが、そういう技術的フォローをしっかりとできるようにしていくとか、そういう意味でも意義がある取組であります。

あわせて、引き続き今年度同様の出前商談会をさらに3回開催したいと思っております。それと、来年2月に開催いたしますリーディング産業展、これは、今回は、これまででは、消費者に売りたいのか企業に売りたいのか、ビー・ツー・シーなのかビー・ツー・ビーなのか、これが大変曖昧でありまし

たけれども、ビー・ツー・ビーを中心に行っていくというふうに明確にした上で、より多くの業種のビジネスマッチングにつなげてまいりたいと考えております。

それから、中小企業単独ではなかなか対応が困難、販路も開けないということもありますので、複数の企業がそれぞれに得意とする技術やネットワークを持ち寄って、そして研究開発や商品開発をして新たな取引につなげるという取組を支援してきたところではありますが、例えば試作サポーター四日市などが新規顧客の開拓に取り組んで、開発商品が大手企業との取引につながるケースなども出ています。

ほかに、県内では桑名や鈴鹿や伊勢でも同様の活動が見られております。本県は、こういう中小企業のグループ化の展開が全国で最も活発な動きがされているという地域となっております。このような流れを促進し、従来の取引関係だけでなく、業種、業態を超えた幅の広い販路開拓につなげていくことも重要だと認識しております。

今後も引き続き、様々な側面から県内中小企業の新たな販路開拓支援に取り組んでいくとともに、その成果や課題を踏まえる中で、より効果的な販路開拓施策を展開してまいりたいと考えております。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから、人材育成の取組と今後の方向性について御答弁申し上げます。

三重県の強みであるものづくり企業を支え、地域雇用の維持、創出に貢献いただいておりますものづくり中小企業が今後とも持続的に発展していくためには、技術力を向上させ、それを承継、発展させていく人材の育成が最も重要だと考えております。

しかしながら、大変厳しい経済情勢の中で、経営資源の少ないものづくり中小企業におきましては独自でこのような人材を育成することが困難であるため、産学官が連携をいたしまして開発設計や生産技術などに精通した中核的な役割を果たす人材を育成していく基盤を構築していくことが必要である

と考えております。

そのため本県におきましては、四日市に設置をいたしました高度部材イノベーションセンターを中心に、産業界と大学が連携をいたしまして、研究や開発設計に携わる人材を育成いたします技術者基礎技術講座や、生産現場のリーダーなどを育成いたします製造管理者育成基礎講座を開設するなど、産業技術人材の育成に取り組んでいるところでございます。また、受講者の利便性を図るために、津市や伊勢市においても同様の講座を行っております。

これらの産業人材育成に関する講座につきましては現在までに1361名に上る方々に受講いただいております、受講者や経営者から好評を得ておるところでございます。

一方、ものづくり中小企業におきましては、次代を担う若手人材が不足しがちでございます。そのため、ものづくり産業の将来の担い手を確保するため、産学官などが連携をいたしました教育や取組として、県内高校生を対象といたしまして、企業の技術者による技術指導や、高校の授業では学ぶ機会の少ない品質管理、安全などの研修を行っておるところでございます。

また、今年度より国の事業を活用いたしまして、三重県中小企業団体中央会とも連携をいたしまして、県内外の大学生を対象として、経営者による人材育成塾、学生による中小企業レポーターなど、現場密着型の若手人材確保のための取組を進めるとともに、中小企業訪問バスツアーを実施いたしまして、県内中小企業を学生に紹介し、就職につなげる取組を行っておるところでございます。

さらに、今後は県内外の若者を対象に、ものづくり中小企業の実務により近い就業体験ができるワークプレースメントなどの取組も行っていきたいと考えております。

このように、研究者、技術開発者、技能者など、体系的な人材育成に加え、人材の確保、誘致に向けた取組も実施していくことで、大企業と比べて経営資源の少ないものづくり中小企業の競争力を維持強化し、持続的な地域経済の発展につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） 部長、ありがとうございます。本当に、山川部長も部長に就任して非常に意気込みを感じますので、ぜひとも知事とともに、中小企業の販路開拓、人材育成、ぜひとも取り組んでいただきたい。

こういう技術交流会が我々の地域で行われたということ、私もちょっと情報を知りまして、先週デンソーの大安製作所にお邪魔をして、いろいろどういふような形でものづくりをやってみえるのかということもいろいろお聞きしてきたんですけども、やっぱりそこに働く従業員の方は、ものづくりへの思い、こだわりというものを本当に持っている。やっぱり自分のところの製品に高い信頼性を持っておりまして、これを支えておるものは、安心して運転できる車づくりということに貢献するということが、やっぱり創業以来のものづくりへのこだわりであるということをおっしゃってみました。

やっぱりこういった品質に少しでも妥協を許してはいかん、我々の品質は自信を持って提供すると、こういうことを言っていましたし、また、エンドユーザーが求める環境、安全、快適、利便、この四つの分野を中心に、新技術の、あるいは新製品の研究開発というものを行っているということでありまして、ここにこの会社のイノベーション、技術革新、そして、この前お聞きした創新というものが生かされているのかなというふうに思いましたので、どうぞこういった地元の大手企業がたくさん三重県はありますので、そういったところからいろいろなニーズというものを把握して、それを、ネットワークを構築しながら、そしてこれを強化して進めていくと。地域との連携を保った取組が一番大事だというふうに思いますので、ぜひともこれからも知事にはよろしく進めていただきたいなと思いますので、要望をさせていただきます。

次に、3番目に、農業農村整備事業の推進ということでお聞きしたいと思います。

まず、1点目は、農業用水のパイプライン化整備ということで、農業農村

整備事業というものは、水と土、すなわち、農業用水、農地、農業用排水施設等の生産基盤を整備することにより、農業生産性の向上や営農条件の改善を図るものだと思います。

これまでに整備されてきた農地や農業用排水施設は、農業生産活動を通じて農家の所得を確保するために重要な生産資源であり、健全で持続的な農業が維持されることにより、国民の生活を支える食料を供給するとともに、国土・環境保全、水源の涵養、安らぎ、伝統文化の継承など、広く国民の暮らしを支える多面的な機能を発揮してきたのではないのでしょうか。

また、国の高度経済成長とともに重点的に進められてきた圃場整備等の農地整備事業は、我が国農業経営の特徴でもあり零細かつ分散した農地の利用権を担い手等の意欲ある多様な経営体に移転することを要件とすること等により、農業の構造政策において先導的な役割を果たしてきたと考えています。

三重県におきましても、現時点での圃場整備率は要整備面積の80%強まで整備が進められていると伺っております。こうした事業で整備されてきたかんがい用の用水路はほとんどがオープン水路となっているのが現状で、通常、農家の方々が草刈りや泥上げ等の維持管理をしながら営農を続けておられる地域がたくさんある状況であります。

こうした中で、近年農家の高齢化や後継者不足等が進行する状況で、今後、次世代へ農地の継承を円滑に行い、耕作放棄地等の発生を防止していくためには、農地集積を積極的に推進し、それに必要な基盤の整備を進めていかなければならないと考えているところでございます。

その中でも、私はこの農地集積を進める有効な手段として、用水路のパイプライン化が大変重要な役割を果たしていると考えております。私の地元におきましても、他の地域に先駆けて用水路のパイプライン化は取り組んできたところですが、農地集積率は現在46%と、県内平均よりも高い結果が出ております。

そこでお伺いします。

このように営農の継続に欠くことができないと考えられる農業用水のパイ

プライン化について、これからどのように取り組んでいかれるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

2番目に、農業用排水施設の老朽化対策についてであります。

農業農村整備事業で整備された農地や農業用排水施設は、農業を支える重要な基盤であり、食料の安定供給だけでなく国土の保全等の多面的な機能を有していることから、中長期的な観点に立ってそれらの機能を確保し、計画的な保全管理、補修等を実施していくことが必要であると考えております。

とりわけ県内の農業用排水路施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、耐用年数に近づいているか、あるいは経過をしている施設が増加していると伺っております。

先ほども申し上げましたように、私の地元におきましても、昭和50年代に県営かんがい排水事業や緑農住区土地基盤整備事業で他の地域に先駆けて整備したパイプラインが、施設の老朽化が原因で漏水事故が発生し、道路の通行どめ等が必要になるなど、地域住民の生活にも影響するような事案が年間数件発生をしております。

このような県営や団体営で過去に整備されてきた農業用排水施設において、用水パイプラインの破裂による突発事故や配水ポンプの機能不全による能力低下が見られるなど、今後、施設の計画的な整備を進めていくことの必要性を強く感じるところであります。

さらに、農業用水の重要な取水源である頭首工についても、堰本体の老朽化とともに、土砂堆積等の治水・防災上の課題も発生するなど農家負担による維持管理費が高騰し、それが原因となって農家の営農意欲の衰退にもつながっているような地域も出ております。こういった抜本的な対策が望まれるわけでございます。

そこでお伺いします。

これまでに整備されてきた農業用排水施設については、農業用水の安定供給に加え、施設の維持管理や防災などの機能を適正に確保していくことが重要であると考えますが、今後どのような対策を実施していこうとされるの

かをお伺いいたします。よろしく願いをいたします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 2点お尋ねいただきました。

まず、農業用水のパイプライン化の取組でございます。

農業用水のパイプライン化は、担い手の育成ですとか農地集積に不可欠な用水管理の省力化、農業用水の有効利用に資する効果的な事業でありまして、着実に進めていくことが重要であると考えております。

このため、みえ県民力ビジョン・行動計画におきまして、パイプライン化などの高度な基盤整備を実施した地域の農地集積率の向上を目標に掲げまして、積極的に取り組んでいるところでございます。

平成17年度以降にパイプライン化が完了した地区におきます平成23年度末の農地集積率は、県内の農地集積率より約17ポイント高い効果を上げているということでございます。平成24年度におきましては15地区でパイプライン化の事業を実施しているところでございますが、平成24年3月末までの整備実績は要整備面積2万1500ヘクタールの26%に相当します約5600ヘクタールにとどまっております、さらなるパイプライン化の推進が必要であると考えております。

今後も選択と集中によりまして、効果的な事業の実施やコストの縮減に努めまして、国の予備費による経済対策の活用など、積極的な予算の確保に努めまして、営農の効率化に向け、パイプライン化の計画的な推進を図ってまいります。

続きまして、農業用排水路の施設の維持管理、機能確保の対策でございます。

農業用排水施設は、農業生産を支えるとともに防災機能を有するなど、重要な役割を担っておりまして、適切な補修や維持管理により、その機能を維持していくことが大変重要であると考えております。

県内にはこれまで県営事業で造成しました排水機場や頭首工などの基幹的な農業用排水施設が302施設ありまして、土地改良区などの管理者の定期

的な点検や補修により施設機能を維持しているところでございますが、耐用年数を超えるものが全体の37%、113施設あります。県ではこれら老朽した施設の整備に当たりまして、単純に更新するだけではなく適切な時期に施設の診断をいたしまして、老朽化の程度や緊急度に合わせましてライフサイクルコストの軽減や機能確保を図るため、ストックマネジメント事業ですとか土地改良施設維持管理適正化事業を実施しております。

さらに、日常の維持管理につきましては、地域の方々が自ら行います農地・水保全管理交付金制度、これの活用につきまして支援しているところでございます。

近年、施設の老朽化に伴いましてこれらの事業への要望が多くなる中で、国に対しまして十分な予算の確保と適切な予算配分につきまして要望していくとともに選択と集中を一層進めまして、効果的な事業の実施ですとかコストの縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

用水のパイプライン化、これは非常に遅れてきておるわけでございますけれども、このパイプライン化整備はやっぱり、強い農業、もうかる農業というものを実現するために、地域農業の発展というものを促し、担い手の確保に大きく貢献するものであるということで、もっともっと、選択と集中とかいうのが出ましたけれども、そういうスピード感を持ってぜひとも進めていただきたい。

それと、施設の老朽化、これは本当に、地域でも大きな問題に今なってきております。私ごとの地域のことを言うのは申しわけないんですけども、パイプライン化、もう35年ぐらいたっております。非常に数件破裂しております。これはなぜかという、できた当時は道路が狭かったんですよ。その道路の端にパイプラインが走っておるわけですね。ところが、何年か、10年、20年たっておる間に道路がちょっと拡張されてきておりまして、そのパイプ

ラインが道路の真ん中のほうへ入ってきておるわけですよ。35年も前ですので、きちっとした図面がない。自動車が当然走ります。それで破裂をする。一昨年前は道路のど真ん中に大きな穴があいて、そこに単車が落ちてという大事故が起きまして、そういうことが年々やっぱり発生する機会が増えてきているわけですね。だから、そういったことも含めて、やっぱり老朽化施設というものを早急に対応していただくということが非常に大事であります。

これはいろんな地域の方も同じだと思うんですよ。それぞれの地域の農水のほうにいろいろと要望は出しておりますけれども、そういった実態を十分に把握していただいて、できるだけそういったことのないような事業を、ストックマネジメント事業というのも先ほど出ておりました、こういったことも含めて、水利施設の抜本的な機能回復ということですね。ポンプにおいてもそうです。頭首工の話も、先ほど長田議員からも出ておりました。これも、一雨ごと、大雨ごとに詰まってしまうんですね。

治水か利水かといろいろと話もありましたけれども、私の近くの地域ではそれが詰まってしまうと、その下に6町歩の田んぼがあるんですよ。これがなかなか水が引けないということで大変困っております。先日もちょっと現場を見てきましたんですけど、この2月ぐらいまでには完全に整理して、もう頭首工が崩れておりますので、これを直さないといかん。中に土砂が詰まっておりますよね、堆積土砂がそこに流れてきますので。そういったことを含めて、何とかこれ、県として進めていただきたい。

予算もないというのはよくわかります。わかりますけれども、食料率を上げるという、自給率を上げるということも大事なことで、米づくりというのは大事でございますので、そういったことを強く要望させていただきます。この項を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、安全な建築行政ということで少しお聞きしたいと思います。

平成17年11月に明らかになった構造計算書偽装問題、いわゆる姉歯事件、消費者の安全にとって重大な問題であり、失った消費者からの信頼を一刻も早く回復することが行政並びに建築業界の双方にとって緊急の課題となり、

国では、再発防止のための方策を盛り込んだ建築基準法、建築士法などの所定の法整備がなされています。

これにより、業界団体も法定団体として建築士法に位置づけられ、業界において果たす役割が大きいものと思います。法整備された内容の趣旨を的確に実現するためには、建築士事務所に対する指導監督権限を有する知事の役割が重要だというふうに思います。

三重県においても、平成17年以前からも建築士事務所の適正な運営管理及び業務執行の確保を図るため指導を行っていると思いますけれども、建築士法の改正後の対応としてはどのようにされているのをございましょうか。

また、特に建築士事務所の管理運営に重要な役割のある建築士事務所の開設者、管理建築士への指導監督はどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 建築士事務所の指導監督について御答弁させていただきます。

違反建築物の防止及び建築物の質の向上を図る上では、建築士事務所の業務の適正な運営を求められることから、建築士事務所の開設者及び管理建築士に対する指導監督が重要であると考えております。

この指導監督につきましては、建築士事務所登録後、これ、5年ごとに登録の更新があります。そのときに建築士事務所協会と連携を図りながら、全ての建築士事務所に立入調査を行い、その業務が建築士法に基づき適法に実施されているかどうかを確認し、必要に応じ是正指導を行っております。

さらに、更新時以外でも法違反が疑われるような場合には随時立入調査を行い、厳正な指導監督に努めております。

今後もこれらの指導を通じて、安全・安心な建築物の確保、ひいては消費者の保護に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） ありがとうございます。

本当に当たりさわりのない回答で、そういうことでございまして、これにつきましてはまた後でひょっとすると関連質問される方がおりますので、よろしく願いをいたします。

次に、看護師不足ということで、対応についてお聞きしたいと思います。

医師不足というものについては県議会において何度もいろいろ質問がなされておりますけれども、それに比べて看護師不足に対する関心が相対的に薄いのではないかなという気がいたしまして質問させていただきます。

三重県における人口10万人当たりの就業看護師数は、平成22年12月末における数字ですけれども701.8人となっており、全国平均の744.6人を42.8人下回っておるということでございます。

このような状況にあつて、県は看護職員の需要状況や雇用の実態を把握するために医療機関等看護職員需要調査を実施されています。平成23年度の調査結果を見ますと、勤務日数を減らす勤務形態、勤務時間内の拘束時間の上限設定などの看護職員に応じた多様な勤務形態の導入が、特に夜勤については夜勤回数や夜勤時間に上限を設定する等の夜勤を緩和する取組が、看護職員の確保、定着に有効であると思われます。また、院内保育所の充実も効果があると思われます。

先日、県の看護師連盟の役員の方々と懇談する機会がありました。その中で、やっぱり人員不足で残業が増加し、夜間勤務が過剰になっているなど、看護現場からの看護師の増員を求める切実な声を聞かせていただきました。また、県は看護師の育成に真剣に取り組んでほしい、このような状況では安心して医療を確保できないと切実に訴えてみえました。

看護師不足によって職場の労働環境が悪化することで看護師の離職をさらに招くという悪循環に陥っているのではないかと考えます。このような状況がさらにうわさとなって広がり、看護師募集の足かせとなっていると思うのであります。

本県にとって絶対数が足りない看護師の実態、さらには、高齢社会を迎え、

医療や福祉の分野でさらなる看護サービスの充実の求められる今日、看護師の確保に何ら手を打たずして、県民の皆さんが命と暮らしの安全・安心を実感できることはないと思います。

当然のことながら、県民に安全・安心の医療、看護を提供するためには、看護師の果たす役割は大きいものがあります。看護師等の人材確保の促進に関する法律第4条第4項には、「地方公共団体は、看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに、看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とあります。

これらを踏まえ、看護師の勤務状況の改善をはじめ、離職防止対策の充実、看護師確保の取組の強化を求めたいと思います。県は看護師不足のこの状況をどのように認識しているのか、そして、看護師の確保対策にどのように取り組んでいるのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 看護師不足の状況に対する認識と看護師確保に向けた取組ということで御答弁させていただきます。

議員からお示しいただきましたとおり、看護師数につきましては全国順位でも非常に低い水準でございます。県が平成22年度に策定しました看護職員需給見通しでは、看護職員は平成24年度で413名の不足ということでありまして、平成27年度におきましてもなお150名の不足が生じる見込みというふうになっております。

こうしたことから、看護職員の養成と確保を図るために、看護学生等に対して修学資金を貸与しますとともに、看護師等養成所への運営支援を実施しまして、さらに、潜在している看護職員に対して復職支援の研修会や就業相談、あっせんなどの再就業支援を実施しているところでございます。

また、県内の中高校生に対しまして、看護職員を目指す動機づけとなるよう、看護の魅力を啓発する出前授業とか看護体験も行っているところでございます。

さらに、看護職員の離職の理由としまして、結婚、出産、育児など、そう

いったことが定着率が低いという状況になっております。この対策としまして、医療機関に対しまして院内保育所の運営支援を行いますとともに、新人看護職員の研修体制構築に向けた研修経費補助とか、人材育成を担う責任者等の育成支援を行っているところでございます。

また、就労環境について看護職員からの相談に応じる相談窓口の設置でありますとか、医療機関に就労環境改善のアドバイザーを派遣しまして、夜勤回数や時間に上限を設定するよう助言するなどの改善の取組を進めているところでございます。

平成25年度の取組方向としましては、多様な保育ニーズに対応できる院内保育所の充実に向けた支援を行っていきたいと考えております。

また、働きやすい職場環境づくりを目指しまして、関係機関と連携して就労環境相談や医療機関へのアドバイザー派遣、それから、研修会の実施など、取組をさらに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

ちょっと具体的な解決策が出てこなかったんですけど、とにかく労働環境、要するに看護職勤務後5年以内に50%ぐらい離職されていくということで、これも新聞にも出ていましたんですけど、非常に非常事態であるというふうに思います。

それで、特に24時間保育というもの、これも当然看護師確保のための大きな施策の一つであり、また、夜勤など、夜勤というのをちょっと調べましたら、日勤で午前8時から午後5時まで仕事をして、そして、夜少し休んで午後11時から翌朝8時半までの勤務形態もあるというふうにお聞きをしております。そういった夜勤などの厳しい勤務形態をもう少し改善していかないと、なかなか看護師不足というものは解決していかないというふうに思います。

こういったことについて、局長、どうですか。今後どういうふうにごやっ  
ていこうと思っているんですか。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 現在、院内保育、24時間の保育をやっているところが、全病院102病院全県的にあるんですけども、まだ1桁の数ですので、こういったところが増えるような、やはり24時間保育といったようなところにも手を差し伸べていくべきかというふうに考えております。以上です。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） 本当にこれ、緊急事態ということでございますので、ぜひともそういったことについて早急に実現をしていけるような方策を考えていただきたいというふうに強く要望させていただきます。よろしく申し上げます。

最後に、ちょっと時間がなくなってきましたけれども、河川堆積土砂の撤去ということで、これはいつも皆さん議員さんがいろいろ要望されておりますので、私としては簡単に質問させていただきたいと思えます。

今日は、私を含めて3人の方がこの河川問題、土砂堆積問題を質問されました。先ほど言っていたら河川3兄弟というふうに言われまして、私が長男であるということで、最後に一言質問させていただきます。

平成23年9月の台風12号や平成24年9月の豪雨などの影響もあり、近年、県内はもとより、員弁川をはじめとする北勢地域の河川においても堆積土砂が大量に堆積し、河川の流下能力を著しく低下させている状況であります。

このような状況の中、堆積土砂の撤去に対する県民の関心は高く、堆積土砂の撤去が喫緊の課題となっております。

県におかれましても、こうした県民のニーズに応えることによって県民の命や財産を守るため、早期の撤去に向け、緊急的な対応がなされることを望まれております。

知事との1対1対談等の場においても、市町長から土砂堆積撤去の箇所設定や実施時期がわかりにくいと、もっと計画的に撤去できないかというような声もあったというようにお聞きしております。

そこで伺います。

今後の河川堆積土砂に対する取組方針をお聞かせください。よろしくお願  
いします。

○副議長（舟橋裕幸） 答弁は簡潔に願います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 河川堆積土砂の撤去につきましては、県民の皆  
さんや市町からの要望が極めて強いことから、撤去箇所の優先度、実施方法  
の考え方や実施箇所について、まずは市町と共有、協議できる、わかりやす  
い仕組みを検討、作成しているところでございます。

また、平成25年度三重県経営方針において自然災害への緊急的な対応とし  
て特に注力する取組に位置づけ、鋭意取り組んでまいりたいと考えている所  
存でございます。

以上です。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） ちょうど時間になりました。どうもありがとうございました。  
終わります。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

最初に、水谷隆議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これ  
を許します。20番 村林 聡議員。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 失礼します。水谷隆議員の質問の質問に関連します。

私立学校と公立学校の比率について質問なさいました。

それに対して、知事の御答弁の中に、公立学校は人口の少ない地域での教  
育がその役割であるとありました。ところが、現在進められています伊勢志  
摩地域高等学校活性化推進協議会では、今の知事の御答弁のように進んで  
おりません。人口の多い都市部に手をつけずに、人口の少ない地域から学級  
数を減らそうとしております。公立学校の役割からするとおかしいのではな  
いかと思いますが、教育長、御答弁、お願いいたします。

○教育長（真伏秀樹） 今、県立高等学校の活性化計画というのを策定いたし

ております。その中にいろんな項目があるんですけども、適正規模とか適正配置というのを一つの項目としていろいろ検討はさせていただいております。既に御承知だと思いますけれども、これから平成24年3月から平成33年3月ぐらいまで間に中学校の卒業生数は2500人ほど減少するということが予測をされております。

そうした中で、高等学校を今のままで配置しておいたのでは、なかなか活力ある高校として存在させるというのはなかなか難しいという状況がありますので、どうしても高等学校の統廃合というのを視野に入れながら検討する必要があるかなと思っています。そのための適正配置をどうするかということで、特に先ほど申し上げたどうしても統廃合等を考えなければいけない地域については、協議会等を設置させていただいて皆様方のいろいろな意見を聞きながら、県としての活性化の方策を今検討させていただいております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 全く不満な御答弁であります。

経営の成り立つ、私立学校の経営の成り立つ都市部こそ今の御質問にあつたように私立が担えるのですが、経営の成り立たないその周辺部、その地域の教育を担えるのは公立学校しかないではないですか。

それが、適正規模を満たさない、生徒が減ったから、そういう理由で学校を統廃合しなければならないというのは、今の御答弁と違うではないですか。

そもそもこの協議会の始まった冒頭、私、傍聴に行きましたところ、協議の進め方として4項目が示されました。

一つ、小規模な高等学校を存続させるために、あえて伊勢市内にある高等学校の学級数を、進路希望状況を踏まずに大きく削減することは行わない。二つ、小規模校が活性化推進プランに基づき魅力ある学校づくりを行うことは重要であるが、これによって小規模校が現在と同等以上の規模を維持できるという考え方には立たない。学級編成基準の見直しや入学者選抜制度の変更、南部地域活性化プログラムとの連携等、県全体としての施策と関連させ

で地域の高等学校の活性化を検討することは必要であるが、これによって小規模校が現在と同等以上の規模を維持できるという考え方には立たない。高等学校の存在と地域の少子化対策や若者定住をつなげて考える観点は重要であるが、将来の高校生にとって適切な学習環境を整備することを優先して考える。

この4項目が出たときに、私、抗議に来ました。恐らく吉川議員も行かれたと思いますし、南伊勢町長の小山町長も非常にしっかり抗議に行ったというふうに伺っております。また、その次のこの協議会において度会郡のPTAの代表が、正式に抗議する、このような4項目が出されたことは非常に残念だとはっきりおっしゃったはずであります。

せっかく知事が南部地域活性化のプログラムを組んでいただいて住める地域にするとおっしゃってくださっておるのに、今このような進め方をしてもらっては人が住み続けられません。

知事、ぜひ過疎の進んでいる地域をこれからも人が住み続けられる地域にするために、教育はしっかり維持すると、そういう御答弁をいただきたいんですけれどもいかがでありますでしょうか。

**○知事（鈴木英敬）** 伊勢志摩地域での協議会の議論の詳細について、私も詳細を承知しているわけではありませんけれども、もちろん私が先ほど答弁で人口の少ない地域における機会の保障という面もある一方で、やはり教育長が答弁で述べたように、子どものことを考えたら本当に、その学習効果、学習していく環境として適正な規模というのもあろうかと思っておりますので、そういうのをバランスよくしっかり考えなければならぬと思っています。

いずれにしても、これまでもいろんな地域において高校の統廃合についての議論をさせていただかせていただきましたけれども、地域の皆さんの声をよく聞いて進めていくということが大事だと思います。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

**○20番（村林 聡）** もちろん、活性化のためにその地域、学校がしっかりと頑張っていくというのはあるでしょうけれども、それではなくて、地域にしっ

かり学校を残すと。そのために都市部の定数をもし減らせば、必ず都市部から通ってくるはずなんですね。その地域の教育力を生かした学校づくりということができれば、それは都市部とは違う教育ができるはずなんです。

人口の多い方へどんどん統合していこうというその考え方こそが過疎の考え方なんですね。それが過疎を生んでおるわけです。ですから、しっかり教育の機会を保障すると今おっしゃっていただきましたので、これから先ほどの御答弁にあったように公立の学校の役割をしっかりと考えて維持していただきたいと思います。

特に伺ったところによると、伊勢志摩地域の私立学校の比率は大きいそうですね。たしか、うろ覚えですけど30%を超えておるはずであります。

特に、ということですよ、伊勢市内における選択肢というのは非常に恵まれておるわけですよね。ですから、今申し上げたように、また、私立学校の振興ということで今質問のあったようにしっかりとあれをやっていくのであれば、教育の機会ということをしっかり考えて、このような方針を出して都市部には手をつけないというようなことは改めていただかなければならないと思いますがいかがですか。

**○教育長（真伏秀樹）** 今回の中学校の卒業といえますか少子化の傾向というのは、残念ながら伊勢志摩地域だけに起こっているわけじゃなしに、全県下もちろん起こります。

特に大きく影響が出るのが特にその伊勢志摩地域なんですけれども、当然ながら都市部の北勢のほうとか中勢のほうも含めて、どうしてもクラス減とか一定の対応をしなきゃいけないところについてはそういう対応をさせていただこうかなと思っています。

それは、要するに学校を統廃合するということまでは整理しなくても多分対応できるかなというところでやっていませんけれども、残念ながら伊勢志摩地域については、減少幅が大きいという部分とか、いろんなことがありますので、そういう統廃合も視野に入れた形での検討が必要かというふうに思っています。

それで、先ほど4点ほど協議会のときに申されましたけれども、私が当初示したときのあれは少し誤解を与えたというふうに思いましたので、2回目の協議会のときにはその4点については撤回をさせていただいて、改めて説明をさせていただいたつもりです。それと、伊勢市内の学校についても当然伊勢志摩地域全体としていろんな形で協議を進めていきますので、特に過疎地域だけのことを想定しているというんじゃないに、伊勢市地域、それから鳥羽市地域も含めていろんな形での整理はしていきたいなと思っていますので、誤解のないようお願いいたします。

[20番 村林 聡議員登壇]

○20番(村林 聡) もちろんです。私は伊勢志摩地域を例にとって言っておりますけれども、全県全て過疎の話を中心に今お話をしたわけですから、当然、伊賀地域のほうであるとか、もっと南部のほうであるとか、あるいは、ひょっとすると日本全国全部の話かもしれない。そういう中で申し上げています。

それと、今、4項目撤回したとおっしゃいましたけど、私はそのようにはレクチャーは受けなかったし、小山町長と話をしたときも、この考え方にはとりあえず立たないけれども撤回はしないと、はっきり小山町長にもおっしゃられたはずです。

全く、御答弁、不満でありますけれども、またこれからも議論を続けたいと思いますのでよろしくお願いします。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(舟橋裕幸) 同じく水谷隆議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。36番 中森博文議員。

[36番 中森博文議員登壇]

○36番(中森博文) 議長の御指名をいただきましたので、お許しをいただきたいと思えます。

高校再編の話が出ましたので、伊賀地域の再編の話が関連するわけにはいきませんので、今回、先ほど水谷議員の言葉によりますと当たりさわりのな

い御回答をいただいたという感想でしたので、少し詳しく内容について関連で質問させていただきたいなと思います。

さて、私も建築士の資格を持つ者の1人でございまして、いわゆる姉齒事件につきましては私自身も重く受けとめておりまして、去る平成17年12月ですか、事件直後に一般質問で、この場で質問させていただきました。

構造計算書を偽造した建築士は、建築士会、建築士事務所協会、建築家協会、いわゆる3団体に所属していない建築士であることを強調しました。それは、建築士の資質向上のための、いわゆる指定講習制度の実施の重要性とあわせて、関係団体への加入促進の重要性を指摘させていただいた記憶がございます。

当時、県の御答弁は、県の役割は重要であると。いわゆる講習とか研修とか、そういうようなかわりは重要であると御答弁をいただいたと記憶しております。

県におかれましては、従来から三重県建築士事務所指導要綱を定めていただきまして、建築士事務所の適正な業務執行、運営管理の確保を図るため、建築士事務所の開設者等に対する指導をさせていただいておりました。

その後、平成20年、建築士法が改正されまして、管理建築士講習というのが義務づけられました。それは1度のみの講習の義務づけでありまして、必要最低限の要件にすぎないものであります。一方、技術革新や環境の変化は大きく、建築士は最新の知識を身につけ、能力開発に努めることが必要であると思います。さらに、建築士事務所の開設者や事務所を統括管理する立場の管理建築士は、社会情勢の変化に応じた最新の知識や高い建築士倫理を保つことで社会的な責任を果たしていく必要があると考えます。

そこで、改正建築士法の第27条の2で、建築士事務所協会及び同連合会に、建築士事務所の業務の適正化を図るための開設者に対する研修及び所属する建築士に対する研修の実施義務を課しました。以前の指導要綱に基づく開設者管理建築士のための講習をより一層充実していただかなくはなりません。

そのことを受けまして、日本建築士事務所協会連合会は講習会テキストを

作成し、各都道府県建築士事務所協会とともに講習会の実施を促進いただいております。

そこで、事務所協会は県に対しまして、三重県建築士事務所指導要綱において、開設者、管理建築士がその講習を受講していくように定めてほしいと要望されているわけであります。

なぜかと申しますと、会員の指導は会自身が指導するのは当然であります。が、会員以外の多くの建築士事務所の開設者、管理建築士の指導については県の対応が重要であると考えからであります。

三重県建築士事務所指導要綱は、県内全ての建築士事務所の適正な運営管理のための要綱であります。法定団体である建築士事務所協会が行う建築士事務所の開設者等及び建築士を対象とする講習への県のかかわり方、その講習の促進方法について、改めて県の御所見をお伺いします。

○**県土整備部長（土井英尚）** 三重県建築士事務所協会は、平成18年に改正されました建築士法において、設計等の業務の適正な運営、建築主の利益保護を図ることを目的に、法定団体として研修の実施義務が義務づけられましたこともあり、精力的に建築士の知識、技能の維持向上に取り組んでいただいていると認識しておるところでございます。

法改正によりまして、建築士事務所に所属する全ての建築士に国指定の講習の受講が義務づけられました。これが先生が言われる1回ということでしたが、県では義務化以前から、建築士事務所の適正な業務を確保するため、建築士事務所の開設者、事務所を開く方、それと管理建築士を対象とした講習を指定し、受講を推奨してきました。

法改正後も法定研修とは別に、今言われました法定研修とは別に同研修を引き続き県の指定講習に位置づけるとともに、今後開催される講習案内のパンフレット等に県の担当課長名等で受講を推奨するような文章を入れると、そういうようなことを通じましてその促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） 大体お気持ちはそれでわかるんですが、現在の指導要綱の中身の文言が、平成20年に改正した文言によりますと、若干誤解を招きやすい形のまま残っているところがございます、時間の関係で改めて申し上げますけれども、県指定の開設者、管理建築士のための講習は努力義務規定となっているものの、建築士事務所登録更新時、5年に1回ですけれども、必ず当該講習の受講証を添付するように、また、すぐ受講できない場合は誓約書を添付するように規定されておまして、これを受けて建築士事務所協会が県の指定の講習開催をいただいているところであります。

しかし、現在の新しい指導要綱、平成20年以降ですけれども、平成21年4月、法定講習を受講すればよく、ということは1回です。法定講習というのは1回法定講習を受講すればよくて、その受講証明を添付するということが改正されたわけなんです。

それは、裏を返せば、県指定講習を受講した場合はその受講証を添付することにするということは、受講した場合ということは、受講しない人はつけなくてもいいと、こういうことと誤解されることとなるわけがございます。その辺、県の答弁というか一般的な指導でいくと、また口で指導しますわと、こういうことになっていきますけれども、指導要綱の根拠をやっぱり変えないと、やはりこの講習が続かない。今は過渡期というか、新しい制度ができて3年以内の、平成24年までの過渡期ですので、来年からはもう新しい年に入りますので、講習が来年の2月に開催される講習会も心配をしておりますけれども、その点、指導要綱の中身をしっかりと変えないと、実態が受講しなくてもよいと、ちまたではそういうような話が広がってしまうということの結果になるということでございますので、その点、改めて御質問させていただきます。

○県土整備部長（土井英尚） 文言につきまして、一度状況を確認し、勉強させていただきたいと思っております。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） いろいろと申し上げましたけれども、文言によってはい

ろいろと講習は十分行き届かないことになってはいけないと、できるだけ多くの方々に勉強していただいて、立派な、安全な建築行政を推進していただきたいという思いでございますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 休 憩

○議長（山本教和） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後 3 時 20 分休憩

---

午後 3 時 22 分開議

## 開 議

○議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 委 員 長 報 告

○議長（山本教和） 日程第 2、議案第 17 号及び議案第 43 号を一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。前田剛志予算決算常任委員長。

〔前田剛志予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（前田剛志） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第 17 号平成 24 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号）外 1 件につきましては、昨日該当の分科会で詳細な審査を行った後、委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、議案第 43 号については全会一致をもって原案を可決、議案第 17 号については賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（山本教和） 委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

- 議長（山本教和） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

- 議長（山本教和） お諮りいたします。明28日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本教和） 御異議なしと認め、明28日は休会とすることに決定いたしました。

11月29日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。  
午後 3 時26分散会